

令和2年第3回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年3月10日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和2年3月17日	午前10時00分
	閉 会	令和2年3月17日	午後4時06分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 1 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	欠
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	出
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

6 番	伊良波 勤	7 番	具志堅 正 英
-----	-------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	仲宗根 清 二	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企画商工観光課長	屋富祖 良 美
住 民 課 長	平安山 良 信	福 祉 課 長	松 本 一 也
健康づくり推進課長	崎 原 誠	建 設 課 長	宮 城 忠
農 林 水 産 課 長	安 里 孝 夫	上 下 水 道 課 長	新 里 一 成
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

議 事 日 程

3月17日（火） 5日目

日程番号	議案番号	件 名
1		<p>一 般 質 問</p> <p>1. 8番 仲宗根 須磨子 議員</p> <p>2. 10番 座間味 栄 純 議員</p> <p>3. 7番 具志堅 正 英 議員</p> <p>4. 12番 喜 納 政 樹 議員</p>
2	議案第10号	<p>本部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)</p>
3	議案第11号	<p>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)</p>
4	議案第12号	<p>本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について (議案説明・審議・採決)</p>
5	議案第13号	<p>職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)</p>
6	議案第14号	<p>固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)</p>
7	議案第15号	<p>本部町森林環境整備促進基金条例の制定について (議案説明・審議・採決)</p>
8	議案第16号	<p>本部町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)</p>
9	議案第17号	<p>本部町立学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)</p>
10	議案第18号	<p>本部町立中央公民館、本部町立図書館、本部町立博物館の指定管理者の指定について (議案説明・審議・採決)</p>

日程番号	議案番号	件名
11	議案第19号	本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定について (議案説明・審議・採決)
12	議案第20号	令和元年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
13	議案第21号	令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
14	議案第22号	令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
15	報告第1号	予算審査特別委員会委員長報告 (報告)
16	議案第23号	令和2年度本部町一般会計予算について (採決)
17	議案第24号	令和2年度本部町国民健康保険特別会計予算について (採決)
18	議案第25号	令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について (採決)
19	議案第26号	令和2年度本部町公共下水道特別会計予算について (採決)
20	議案第27号	令和2年度本部町水道事業会計予算について (採決)
21	意見書第1号	北部地域基幹病院整備に関する意見書 (議案説明・審議・採決)
22	決議第1号	北部地域基幹病院整備に関する要請決議 (議案説明・審議・採決)
23	陳情第1号	民族芸能「本部町の村踊り」の保存、継承について (採決)

日程番号	議案番号	件名
24	陳情第2号	国道449号浦崎地内交差点の信号機設置について (採決)
25	決議第2号	国道449号、本部町字浜元513番地1先交差点の信号機設置についての要請決議 (議案説明・審議・採決)
26	決議第3号	交通死亡事故抑制緊急アピール宣言決議 (議案説明・審議・採決)

○ **議長 石川博己** 本日の会議を開きます。 開 議 (午前10時00分)

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1. 一般質問を行います。

順次発言を許します。8番 仲宗根須磨子議員の発言を許可します。

休憩します。

休 憩 (午前10時00分)

再開します。

再 開 (午前10時01分)

8番 仲宗根須磨子議員。

○ **8番 仲宗根須磨子**

1. 国道449号浦崎地内交差点の信号設置について

2. 浜元区内を流れる川のガードフェンスについて

3. 健堅の遺骨収集作業について

議長の許可が出ましたので、8番仲宗根須磨子、通告書に従い質問を行います。

質問事項が3点ございます。1点目、国道449号浦崎地区交差点の信号設置について。質問の要旨、いつ設置できるのか。その要請についてどう考えているのか。

2点目、浜元区内を流れる川のガードフェンスについて。質問の要旨、連結部分のネジ等がさびて腐食し、レールが外れている部分がある。長さ20メートルほどにわたり危険な状態である。早急に対応を望みます。

質問事項3、健堅の遺骨収集作業について。質問の要旨、遺骨収集作業を終えて、今後、本部町としてできることは何か伺います。以上でございます。二次質問は席に戻ってから行います。

○ **議長 石川博己** 町長の答弁を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。8番 仲宗根須磨子議員の一般質問にお答えいたします。

3点ございました。1点目から順次お答えいたします。

国道449号浦崎地内交差点の信号機設置についてでございます。国道449号に町道浜元泊原線及び町道浜元中原線が接する交差点への信号設置についてをまずはお答えいたします。信号の設置につきましては、都道府県の公安委員会が設置し、管理することとなっております。公安委員会から委任された県警察がその事務を現状の中では担っているところでございます。同交差点への信号機の設置については、いつ設置できるかとのことですけれども、本部警察署に問い合わせたところ、当該信号機の設置について取り組んでいるが、現在のところめどが立っていないとのことであります。要請についてお答えいたします。同交差点については、平成29年1月12日付で浜元行政区から信号機の設置要請がありました。それを受けて本町においても、平成29年2月15日付で本部警察署宛てに設置要請を行ってきております。また、同交差点での交通死亡事故に伴い、令和2年2月25日付で再度、本部警察署長宛て信号機の設置要請を行ったところであります。事故防止には信号機の設置が最も効果的だとこのように考えております。今後も同交差点への信号機の設置を引き続き要請してまいります。

2点目の浜元区内で流れている川のガードレールの、ガードのフェンスであります。当該防護柵は、沖縄県管理の砂防区域内にあります。平成8年1月に沖縄県により設置されている状況でございます。本町といたしましても、危険な状態を長期間放置することは、これは問題であるということから、行政区長とも調整の上、県へ早急に修繕要望を行ってまいりたいと考えております。

3点目の健壁の遺骨収集作業についてのご質問がありました。1945年1月に、日本軍の輸送船「彦山丸」が空襲を受け、朝鮮人を含む14人の陸軍軍属が亡くなり、健壁に埋没されたこと及び今年2月に本部町健壁の遺骨を故郷に戻す会を中心に発掘作業が行われ、遺骨3片が収集されたことについては承知しております。遺骨収集作業が行われた、本部町健壁の遺骨を故郷に帰す会を初めとする関係者及び町民の皆様、作業にご協力いただきました健壁区にこの場をかりてお礼を申し上げます。町といたしましては、遺骨が一日も早く遺族のもとへ戻られることを願っております。DNA型鑑定などの推移を見守りたいと、このようなことを考えているところでございます。以上でございます。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 浜元地区泊原線と中原線が接するあの交差点は、きのう松川議員も質問していたとおり、多くの物損事故とか人身事故が起こっています。そういう中で、何度も本部署に区民も要請している中で、また悲惨な事故が起きてしまいました。これは、今回は若い命が奪われるという大きな犠牲が出てしまいました。そういう中で、早急に信号機の設置をしてほしいということで、事故の数日後に浜元区長と区民の代表数名とで本部署のほうへ行ってまいりました。それで担当の職員が言うには、まず予算の関係もあり、いつできるかわからないということでした。でも本部署としても県警のほうにずっと要請をしているという返事でもございました。浜元の区長は、もう3年前からそこの信号設置の要請をずっと本部署に行っているそうですが、いまだ実現しておりません。これはこういう若い命が失われるという、この犠牲がある前に設置してもらいたいというのが住民の大きな願いです。そうしたら3年たってもできない。町もやっている、一所懸命要請している。そのできない理由は何なのか。ちょっと、町長がお答えできないかと思いますが、どういうふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 昨日もその件については議論ありましたがけれども、究極のところ、信号の設置については、予算が伴うということかと思っております。いわゆる沖縄県警の中で信号設置に係るその予算措置がどのようになっているのかというようなことかと思っております。ですので、この件についてはしっかりと県政の中で、県政の中でしっかりと玉城デニー知事を中心として、この地域の交通の安心、安全に係るご議論というものをやるべきだと、こう考えております。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 住民の方たちも予算と人の命とどっちが大事なんだと詰め寄っておりました。確かに私もそう思います。町長の今おっしゃったことももっともだと思えます。これか

ら、多分この私たち議会としても信号設置をこれから強く要求していきます。町としても県に要求していきます。一日も早い設置ができるように、お互い協力して、住民の生活が安心していけるような、そういうまちづくりに協力してやっていこうと思っております。それで本当に危険度という、きのう教育長の答弁の中にも、交通指導は生徒たちに十分しているということを言っておりました。右左見て、気をつけてと、送迎の車をおりたときも気をつけると。こう気をつけているにもかかわらず起こるということは、そこに信号設置が絶対必要な場所なんだと思います。そういうことを強く、これから県にも要請していくべきだと思いますので、これは協力してやっていく事件だと思います。それでは強い姿勢で県にも要求することを望みます。

次に浜元区内を流れる川のガードフェンスについて。これは県管理の砂防区域内となっておりまして、町ではすぐに対応することはできないということなのか。それともあのさび具合から見ると、私も今回初めて現場へ行ってわかったんですけれども、多分長期間放置されていたと思うんです。これからわかった時点で県に要請すると、どれぐらいの期間で修繕とか工事にとりかかってもらえるのか。そここのところわかりますか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 8番、仲宗根議員にご説明いたします。

先ほど町長からも答弁があったとおり、区長とともに、早急に修繕要望を行っていきますけれども、これは県が管理なので町が直すことはちょっとできないものですから。期間というのも県にも予算措置が必要だと思うので、それでどうなるかはまた県の判断になると思います。以上です。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 県の管理ということで、町といたしましてはすぐにはできないということですが、町からも強く要請はなさるように、強くお願いいたします。それでは早急な対応をお願いいたします。

それでは3点目の健堅の遺骨収集作業について行います。先ほど町長もおっしゃったように、去年の7月にこの遺骨収集作業を発足する市民団体の会が立ち上げられて、11月には試し堀、そしてことし2月には本堀が行われました。その本堀に際しまして、慰霊式と開所式に町長と教育長、それぞれ出席してもらって本当にありがとうございました。関係団体も町が前向きに取り組んでくれたということで、とても喜んでおりました。そしてこの日は2月9日、旧の沖縄では十六日ですね、大変急がしい日だったんですけれども、その忙しい中をお二方出席していただき、本当にありがとうございました。そしてさらに、この2月9日、十六日で忙しい日なんですけれども、その日に主催団体から夕飯は町民で手作りしてくれないかということがありまして、それを本部町島ぐるみが引き受けて、食事を、夕飯を提供したところ、とても沖縄に来て、初めて暖かいおもてなしを受けたと喜んでおりました。本部町島ぐるみにもとても感謝いたします。この遺骨収集作業を終えて、残念ながら背骨のほうは3片出てきただけで、思うような発掘作業ではなかったんですけれども、その作業を終えて、それではこれでもう終わりというのではなくて、

私としましては、今後これからは大事なことなんじゃないかと思えます。例えば、この発掘現場に慰霊の碑を建てて、戦没者、彦山丸だけじゃなく、ほかの船も沈没して犠牲になった方がこの近海に、本部町の沖合にいますので、そういうふうに全部含めて、戦後もう75年たとうとしてるので、区切りとして、この戦没者たちを供養する意味で慰霊の碑とかを建てたらいいんじゃないかという思いがありますが、いかがお考えでしょうか。そういうことに対して。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 8番、須磨子議員に説明いたします。

慰霊碑の建立ということでございますが、彦山丸のほかに、調べましたところ軍艦迅鯨というのも健堅と瀬底の間の沖合で空襲によって沈没して、数名の方々が亡くなられております。ほぼ同時期でございますが、このジンゲーにつきましては、乗船されていて生き残った方個人が慰霊碑を民有地も借りまして、今現在でも建てられておまして、その分がございまして、慰霊碑に関しましては、本町の場合、町全体の慰霊碑、忠魂碑が町の東にございまして、日清、日露、そして先ほどの太平洋戦争の戦没者を合同でまつております。その町の慰霊碑が本町の慰霊碑になっておりますので、今のところ特段、彦山丸に関しての慰霊碑はまだ考えていない状況でございます。以上です。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 じゃあ、この忠魂碑ですか、町の慰霊碑の中に彦山丸で犠牲になられた方々も全部供養するようになっているということですか。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 忠魂碑の中、慰霊の日の近辺にあわせまして、遺族会と本部町の合同で毎年子供たちの平和教育も兼ねて町の慰霊祭を行っているところであります。先ほど申し上げました戦争で亡くなった方々全てを慰霊するということを目的にしておりますので、今回この彦山丸の方々も町の慰霊祭でもって追悼するということになります。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 戦争で亡くなった全ての町の方々を慰霊しているということに関しては、それでは新たな彦山丸に見られるように、船で犠牲になった方々の碑を建てる必要はないということですね。今のお答えからすると。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 8番 仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

必要あるかないかというのは、遺族の方もいらっしゃいますので、町といたしましては、合同で町の忠魂碑に、全ての方と一緒に合同で町の慰霊祭を毎年行っていくという考えでございます。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 町の慰霊祭で全てのみたまが祭られているということなら、それで了解いたしました。このことに関しては、これで終わります。

あと一つ、教育長にお伺いしたいんですけども、市民団体のほうから慰霊式のときに、各学

校代表の生徒さんたちも出席させてほしいという依頼があったと思うんですが、子供たちの生徒たちの出席がなかったの、そのことについてどう理由かお伺いします。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 当日は日曜日でございましたので、日曜日となると学校として、子供たちに、教育の一環として参加させるというのは、ちょっとこれは問題があるんじゃないですかと。ただ、個人的に保護者が子供と一緒に参加するというのであれば、それはよろしいかと思っ、日曜日ということで学校に、特定の学年でも出席させてくださいという話は、これは教育委員会の中で話はしましたけれども、学校にこれを話すのは、教育委員会の中で、これはやめたほうがいいということを決して、そういうことになりました。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 町の慰霊祭のときには子供たち出席しますよね、たくさん。それなのに、なぜこの慰霊式には出席できないというのか。その違いがわかりませんが、説明をお願いします。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 町の慰霊祭のときに、本小の子供たちは参加しております。それは平和教育の一環として、これは年間の計画の中に入っているんです。ただ、今回の場合に関しては、これは日曜日、急な要請でありましたので、ちょっと学校としてもそういう日曜日に子供たちを学校として、教育の一環として出すのは厳しいというような判断を私たちはしましたので、そういうことになりました。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 平和教育という観点からすると、地元でこういうことがあったよというのを子供たちに伝えていくのは大事なことじゃないでしょうか。これは教育委員会としては、とても大事なことであり、私はやるべきこと、伝えていくためには積極的にやるべきことだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 私は、個人的にはそういった場を通して平和教育、子供たちにしっかり教えていくのはとても大事なことであるんですけども、ただ、今回の場合に関して言えば、急な要請もありましたし、学校として、仮に私たちが学校にこういう要請をしたとしても、学校の教育課程の中で、そういった予定外のことに、学校が対応するのは難しいということ、また私たちとして判断してそういうことになったということです。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 学校の年間計画の中に何かぽっと入れるというのは大変難しいことは私も承知しております。しかし、この教育委員会から要請を出して、この要請に学校が応えられるかどうかは学校の判断なので、教育委員会としてはこういうことがあるよというのを周知する意味でも、各学校に出すのは支障ないんじゃないですか。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 確かに学校に、学校として、学校単位ではなくて、子供たちを通して参加したいと。親子で参加したいということに関しての、ご自由に参加できる人は参加させてくださいということでしたら、それはもちろん私は全然構わないと思っておりますけれども、今回の場合は学校単位といたしますか、そういうことでの要請だったと思いますので、教育委員会としては、それは日曜日でも…、平日でしたら総合学習であるとかそういう時間を活用してもできる、学校として対応できたかもしれませんけれども、日曜日でありますし、日曜日に子供たちを一斉に出すということは、それはまた先生方にも負担がかかることですので、そういうことで今回、年間の行事計画の中には入っていないので、大変厳しいということで、私たちは判断したということでございます。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 日曜日じゃなく、平日ならば対応できたということですが、それではこれからこういうことがあるときは、平日にお願いすればできるということですか。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 平日ならできるということではないんですけれども、ただ、学校によっては、学校の中で、総合学習の時間がありますので、その時間を利用して子供たちに平和教育をしているということで、ぜひ参加したいという学校が出てくることもあると思うんです。ただ、今回、先ほどからずっと申し上げてはいますが、日曜日に、子供たち、先生、学校が参加するというのは、これはちょっと現実的に厳しいということを私たちが判断したということですので、仮に私たちがそれを言ったとしたら、できたどうかそれはわかりませんが、今回は特に日曜日だということで、教育課程、年間の計画の中にも入っていませんので、あえて学校には申し上げなかったということでございます。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 学校の裁量に任せられる範囲のものであれば、通知もするべきだと思います。これからは学校の裁量に任せられると判断する場合は、通知することを望みます。今回のように、全く何も知らされないと、全く、歴史的にこういうことがあったということを、子供たちは知るすべがないわけですから、そういうことは、学校の裁量に任せられるのであれば、これからは通知をすることを望みます。それから学校代表でなくても親子で行く人たちもいるとおっしゃいましたが、そういうことに関しましても、行ける人は行ってくださいという通知も、学校代表じゃないにしても、そういう通知の仕方もあるということですね、よくわかりました。ありがとうございます。

それでは、この3点について行ってきたんですけれども、特に遺骨収集作業を終えての、3点目です。今回、私、この活動の市民団体から依頼があって、携わって初めて本部町にこういうのがあったんだとわかったんです。健堅の山の中に朝鮮人に掘らせた壕というのがあって、そこも見に行きました。そういうところもちゃんと残っているんだな、こんなことがあったんだなと

いうこともわかったし、あと野戦病院跡とか真部山の通信隊の移動した壕とか、そういうところもちゃんと整備をして、これから何というか、本部の戦跡めぐりというコースにしてはどうかと思います。後世の子供たちにも知らせて残していく、そういうこともできると思いますが、町長このことに関してはどう思いますか。75年目の節目に区切りをつけてやるべきことじゃないかと私は思いますけれども。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 いろんな思いがあろうかと思っております。戦後75年が経過する中で、戦争の痛ましさというものを後世に伝えていかなければいけないという、そういう思いもあります。同時にまた、そういう一つの流れの中でこれからの未来に向けて、ますます平和な国際社会が形成されていかなければいけないという、その思いもあります。ただ、そういった一つのことで、1点や2点のコアの現象に、枯死することなく、学校の中では基本的に平和教育というのはしっかりカリキュラムにのっとなってなされていると思っております。先ほどもありましたけれども、本町としても年に1回、しっかりと慰霊祭もやりながら、そういったことを後世に伝えていこうというような対応をしております。そしてまちが主催するものだけではなくて、各集落の中にも慰霊塔があって、そして慰霊の日には集落単位でもそういった催しがされている。そしてさらに全県的にも平和の礎の、あの礎をしっかりと据えながら平和のとうとさというものをしっかりと後世に伝えるようなこと。そしてこれからの未来に向けての平和の尊さというものを共有するような催しは、今の形の中でしっかり継続していくことがとても大事なことなのかなと、こういう考え方をしております。

○ 議長 石川博己 8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 あらゆるところで慰霊祭とかが行われて、この沖縄は大変戦後、悲しい歴史があったということをお子たちにも伝えるために、いろんなことが催されているんですけども、特に地元の、この本部町の戦跡というか、私も本部町の戦跡めぐりをしたときに、これはぜひ整備して、残しておく必要があるなと思ったものですから、現状のままだと風化してしまうおそれがあるので、少しでも整備して残しておきたいという気持ちがあって、きょうの質問にいたしました。どうか町長も前向きな姿勢で、この本部町の歴史も、負の遺産も残して、後世に正しく伝えていくようにすることを強く望んで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○ 議長 石川博己 これで8番 仲宗根須磨子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（午前10時35分）

再開します。

再 開（午前10時42分）

次に10番 座間味栄純議員の発言を許可します。10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純

1. 伊豆味古嘉津宇線について
2. 特定外来植物対策について
3. JAの店舗統廃合について

皆さんこんにちは。10番 座間味栄純一般質問に入らせていただきます。

質問事項①伊豆味古嘉津宇線について。質問の要旨（１）現在落石により通行どめがなされているが、その進捗状況はどのようになっているか伺います。（２）落石の撤去方法はどのような工法でやれるのかを伺います。（３）開通はいつごろを予定しているか伺います。

質問事項②特定外来植物対策についてを伺います。質問の要旨の（１）町内でもツルヒヨドリがふえているが、分布状況はどれくらい広がっているのかを伺います。（２）今後ふえ続けた場合、どのような対策が必要かを伺います。

質問事項③J Aの店舗統廃合についてを伺います。質問の要旨（１）行政としてこれまでJ A本部支店とのかかわりについて、どのような事業や支援を行ってきたかを伺います。（２）本部支店が今後存続していくためには、どのような支援ができるのかを伺います。以上、答弁をよろしく申し上げます。

○ 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 10番 座間味栄純議員の一般質問にお答えいたします。

3点の質問がございました。1点目は伊豆味古嘉津宇の落石、マギー石の、大きな石の落石について、2点目は特定外来植物の対応策について、3点目はJ A店舗統廃合についてでございました。順次お答えいたします。

町道古嘉津宇線につきましては、平成30年3月12日に地域住民の通報により、沿線の民地における巨大な落石を確認いたしております。この岩が町道まで落ちてくる可能性があったため、道路利用者の安全を優先的に考えまして、同日より全面通行の措置をとってきたところでございます。落石が民有地内であるため、まず土地の所有者を調査いたしました。しかし、当該民有地については、登記のなされていない所有者、不明土地となっております。現在も関係者を見つけ出すことができておりません。一方、仮にこの岩を撤去するとした場合に、どのような方法がとれるのかを本町において、これまで検討してまいりました。本部町建設コンサルタント協会の協力を得まして、現実的な対応方法を検討した結果、岩に複数の穴をあけ、そこに時間とともに膨張する薬品を注入し、徐々に破壊していく、いわゆる静的な破壊が最適であることのお考えがございました。しかしながら、新たな施工用仮設道路の整備や全てが急勾配地での作業となることから、その費用はおおよそ2,000万円という試算が現在出ております。それについて、仮に本町で対応するとしても、対象箇所が所有者不明土地であること。また現時点で町道古嘉津宇線に被害がないことから、現存の補助事業等の活用が、現状の中では難しい状況にあります。なお現在、当該町道は応急処置といたしまして迂回をさせていただいております。参考といたしまして、自動車での迂回で影響する時間を、実測したところ、30秒以内の迂回のための時間となっております。大きな不便を来していないものと、現在のところ認識しております。本町といたしましては、今後も情報収集を行い、どのような危険性の除去方法があるのか検討を続けながら、開通を目指してまいりたいと、このように考えております。

2点目の外来植物ツルヒヨドリの件にお答えいたします。町内におけるツルヒヨドリの分布状

況に関しましては、その実態が把握できていませんが、十二分では把握できておりませんけれども、現在のところ。役場として目視で確認した地域につきましては、伊豆味区域のほか、伊野波、並里区域の満名川周辺となっております。また県内では、南は南城市、北は国頭村でも確認されているとございます。ツルヒヨドリは繁殖力が高く、草刈り機などで除去した場合に、飛散した、茎から根づくような繁殖力を持っておりまして、芽や茎を残すと容易に繁殖するなど、除去については注意が必要であり、除去期間は花をつけない前の11月までに行うことが望ましいと考えております。まちの対策といたしましては、ツルヒヨドリの生体や有効な除去の方法等についての普及啓発活動が重要だと現在考えているところであります。町のホームページや広報誌、あるいはまた区長会等、いろんな機会を通じて町民へ広く周知していきたいと、このように考えております。

3点目のJAの店舗の統廃合の質問にお答えいたします。本町として、これまでJA本部支店とのかかわりについて、部門別の部会と連携し、各種事業の導入やイベントなどを通して、協力をしながら、町の農業政策の展開にかかわってきております。各生産部会の事業につきまして、畜産部会に対し、優良母牛の導入及び畜産の整備、野菜部門に対しましては沖縄の気候に耐えるハウスの整備、さとうきび生産組合に対しましてはハーベスター導入及び病害虫の駆除、花き生産部会に対しましては平張りのハウスや自動選別機の導入、JA所属の農家に対しまして、不要になっている、いわゆるプラスチック廃棄の処理の一部助成などをしております。また、イベントとしては毎年行われる畜産共進会やシークッカー祭りを開催するなど、これまでJAとは各種事業やイベントを通して密にかかわってきております。また青年農業者の通いが行う保育園生、幼稚園生を対象とした作物植え付け体験でも、種の寄贈をいただくなど、町内の活動にも積極的にかかわりをもって、まちづくりにJA本部支店の存在は欠かせない組織だと、このように認識しております。支店が今後存続していくためにはどのような支援が必要か、できるのかという質問でございますけれども、JA本部支店の統廃合について、本町といたしましては、各市町村にJAの支店が存在することが最も重要なことだと考えております。農業振興をしていく上に、JAの組織は欠かせないものであると、このような認識に立っております。このことを踏まえまして、今回の統廃合、再編について令和2年2月12日にJA本部支店の存続に関する要請書を沖縄県農業協同組合へ提出しております。理事長、そして経営管理委員長宛てに私のほうから直接手渡し、そしてその存続に対する必要性について議論を展開しております。今後も組合のみならず、町民のためにもJA本部支店が存在していくように、強い要請を引き続きやっております。なお、JAの支援につきましては、特に金融関係、購買関係を含めて、全町民が利活用することが最も重要なことかと、そのように認識しているところでございます。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 質問事項、①伊豆味古嘉津宇線についてですけれども、これはちょうど約2年たっています。この岩が撤去できればベストだと思いますが、私も現場を見た範囲では非常に難しい現場だなという認識をしております。建設課長、これは工法的に可能であるとした場

合、やはり進入道路もつくらないといけない。しかも購買がきついということ考えた場合、石の撤去という方法、いろいろ説明があったんですが、具体的に撤去はどのような方法がありますか。答弁をお願いします。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 10番、座間味議員にご説明いたします。

工法についてですが、まず仮設道路の工事、延長60.2メートル、幅員が5メートルの工事を先行しまして、次に巨石の大きさが縦7メートル、横4メートル、高さ3メートル、堆積にして184.8立米あります。この巨石に穴をあける作業を行うために、クローラードリルという機械をあげて、そこから100から120カ所ぐらいの穴をあけます。穴をあけた箇所を岩を砕く特殊なモルタルを注入して、10時間以上防護シートをかぶせて岩を破碎していきます。これが静的破碎という工法です。破碎後、ケーブルネットでおさえて完了ということになります。これで、これを全部合わせたら約2,000万円かかるということです。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 今、建設課長の説明の中で、非常に特殊な作業、工法だなというふうに感じております。これは現実に本当にできるかなという感じを私は持っていますけれども、今のところ2年経過して、実際に動いていないということをいろいろ考えてみた場合、進入道路をつくるにしても、これは道路をつくった場合も傾斜がきつくて、また二次被害、土砂崩れの可能性もあるのかなというふうに現実に思っています。だからそういうことを考えた場合、ことしで2年、あるいはことしの梅雨、そして台風シーズンが終わった後に開通してもいいのかなという思いも持っています。現実的にですね。その辺、区に持ち帰って区長なり、周辺の住民の方々とも相談して、その辺のめどがつけば開通してもいいのかなと考えていますけれども、その辺は、町の考えとしてはどうでしょうか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 10番、座間味議員にご説明いたします。

一応、私たちも危険ということで通行どめにしているんですけども、今言うとおりに、何もなければ、区から要請書を出してもらって対応していきたいと思えます。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 現実的な選択として、今課長から説明があったとおりに、その方向で、これは地域の方とも相談して考えていきたいと思っていますので、その節はまたよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、特定外来植物について再質問させていただきます。ツルヒヨドリとって、最近ではマスコミ等でも捉えられていて、名護あたりを聞いてみますと、名護の地域でも16行政区で確認できていると、今の説明にもあったとおりに、南は南城市から北は国頭村まで。そういうことを考えた場合、全県的に広がっているという感じは持っています。ただ、今のところ農作物に直接覆い被さっての被害等に関しては、まだそこまで行っていないのかなという思いはしていますので、今

後、お互いの、八重岳の桜等もありますし、その辺で被害が出るぐらいの分布が広がれば、行政としても対応策というのを講じていかなければいけないのかなとも思っています。今後、ふえ続けた場合の対処策として、課長あたりどのような考えをお持ちなのか、答弁を求めます。

○ 議長 石川博己 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 崎原 誠 10番、座間味議員に説明いたします。

今後ふえた場合の対応ですが、現在のところ、県等にも確認しているんですが、補助金とかそういうものが確認できておりません。八重岳等であれば、例えば環境関係ですね、森林ですか、そういったものの補助金等を確認してみたいとは思いますが、まずは答弁にもありましたように、住民に広く周知していくことで、個人の所有する土地について、そういった除去等ができれば、今後ふえていくということも防げるのかなと考えているところです。担当課としましては、取り急ぎ生態とか有効な除去等、県や他の市町村等を確認した上で早目に周知していきたいと考えております。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 ただいま課長から説明がありました。今後、お互いが関心を持って、自分の地域、自分の住宅、畑の周り等をくまなく確認しながら、個人レベルで駆除していくという作業が必要になってくると思いますので、その辺の周知活動に力を入れていただければと思います。

続いて、JAの店舗統廃合について伺います。JAはこれまで長い歴史があって、行政ともかなりいろんな事業の展開を今までやってきております。その中で、JAは行政区に一つはどうしても必要だろうと。いち早くこの問題が出たときに、指定運営委員会を中心に署名活動をし、そして町長は要請行動として本店まで出向いております。その結果、JA再度でもいち早く本部町の状況を把握して、そしていろいろ対応策といいますか、そういうことで1年間は猶予をもらって、その1年間の中で黒字に向けた改善をしっかりとやっていければというふうな、ひとつの期間を設けてもらいました。その中で具体的に、どうすればこのJAが継続できるかということ、今JAの支店長も含めて、そして支店運営委員会の皆さんも常に情報交換をしながら取り組んでいるところであります。課長も一緒に、要請行動に行っただと思いますが、今後いろんな事業が、もし統廃合されれば非常に滞ってしまうし、本部町の発展のためにもJAがなくなると、いろんな意味で活性化に非常に水を差していくのだろうと考えます。そういう中で課長の思いを、どういう見解をお持ちなのか、今後、存続していくためにもいろんな事業等の連携は、産業振興課、農林水産課としても必要になってくると思いますので、その辺の見解を伺いたしたいと思います。

○ 議長 石川博己 農林水産課長。

○ 農林水産課長 安里孝夫 10番、座間味議員にご説明いたします。

今回統廃合、新年早々に指定委員会を通してこの話を聞きました。その中で署名活動から始めようということで、指定運営委員会の会長を中心に署名活動が始まった経緯がございます。それをもとに、JA本部に行って指定運営委員会としても継続要請の行動を行ったのちに、その後、

町長としても、本部町としてもやはり一市町村に一JAは必要ということで要請しているところです。町として大変重要なことは、やはりJAがない地域とある地域では、働く人のモチベーション、やる気が大分変わるという点と、あとJAを利活用している組合の皆さんが多数ございます。銀行が大浜地区に集中しているものですから、上本部地区周辺であるとかはJAを大分利用している経緯がございますので、町にやはり1つはなくてはならない存在だと思っておりますし、今後もその農業政策をする意味ではJAとともに存続しながら、継続的な発展を遂げていかないといけないと考えております。今後の継続に向けた活動ですけれども、組合員を代表していいます式典運営委員会と本部の支店長と、あと行政と、連絡を密に取り合いながら、今後2年間の行動を証明して、本務に今後の継続を理解してもらいたいと考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 農林水産課としてもしっかりと支援できる体制を、さらに密にしながら取り組んでいただきたいと思います。今、JAが再建するために一応プランを準備しております。これは案の段階ですけれども、ちょっと紹介したいと思います。対応策として、事業管理費における人件費の抑制を図るため、令和2年4月から、来月から支店内での全ての部署で昼休みとし、購買店舗の午後からの休業を行い、そして業務改善と人員削減を実施し、人件費の抑制を図り、最大限の費用圧縮に取り組んでいくということであります。人件費の約15%、800万円以上の削減を目標としている。そして次に令和2年度本部町役場指定金融機関業務にかかわる、指定金融機関業務委託手数料の負担金依頼を申請し、経費負担の圧縮を図っております。そのほかにもいろんな経営プランの中に盛り込まれておりますけれども、町長に伺いたいんですけれども、やっぱりこの指定金融に関しては、今後いろいろ見直しも必要だろうというふうに思っています。軽減を図るために、いろいろ要請、要望等も今上がってきていると思いますので、その辺、町長のお考えを、見解を伺いたいと思っております。町長、よろしくお願いします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 今、具体的な支援策の中で、指定金融にかかるお話がございました。ゼロ金利時代に入っております、役場行政のサイドから金融機関として指定され、そして我々の事務作業についての合理化を図る、便宜を図っているということであります。そういった中で、ゼロ金利時代で、そのメリットが全くないというような、そういう実態に立ち至っているということについても承知しております。ですので、その辺についてはこれから他の銀行もそうですけれども、一定の、いわゆるその対価の負担はすべきような時代に入ったと、こう見ております。それはいわゆる公金を扱うことによって、金融機関のメリットがなくなり、そしてそれが負担となっているといったような部分がございますので、その辺は今後是正策を考えていきたいと、そう思っております。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 今、町長から答弁がありました。本当に厳しいゼロ金利政策ということで、今まで利益が出ていなかったのが、その辺が一番、経営の圧迫につながっているんだろうと

いうふうに理解しております。行政としても、今町長からもありましたように、しっかり支援できるところは支援して、何とかみんなで協力しながらこのJAをぜひ守っていくんだということで、みんなで協力していけたらと思っております。そういうことで皆さんの協力を、各分野から賜りながら継続して、この支店をどうにか本部町に残していきたいという思いを持っておりますので、みんなで協力していければと思っております。これで私の質問を終わります。

○ 議長 石川博己 これですべての座間味栄純議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（午前11時09分）

再開します。

再開（午前11時19分）

次に7番 具志堅正英議員の発言を許可します。7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英

1. JA本部支店の統廃合について

2. 新型コロナウイルス対策について

皆さんこんにちは。議長の通告に従い、一般質問を行います。コロナウイルスの世界的流行に従って、大変な経済的混乱とかいろいろありますけれども、本県、本町も豚コレラ、豚熱の流行から始まり、今は繁殖牛の問題もあります。その中で、そのさなかにJA本部支店の統廃合の問題が出てまいりました。

それで今回一般質問において、JA本部支店の統廃合について、それから2点目、新型コロナウイルス対策について一般質問をいたします。質問要旨、JA本部支店の経営状況について伺います。JA本部支店がなにゆえ閉店されるのか伺います。3番目、JA本部支店が閉店すると、JA組合、農家、町民は大変な不利益をこうむると思うが、町はどうするのか伺います。

2番目、新型コロナウイルス対策について。この1番目は、きのうで解決しておりますので、2番目から伺います。学校を再開する場合、新型コロナウイルスの感染予防対策はどうなっているのか。3番目、旅行者が激減している中で、町内の観光関係業者は今開店休業状態であります。このような状況で、町としてどのような支援をするのかお伺いします。二次質問は、席に帰って行います。

○ 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 7番 具志堅正英議員の一般質問にお答えいたします。

大きく分けて2点の質問でございました。JA本部支店の統廃合についてと新型コロナウイルスの対策についてということでございました。JA本部支店の統廃合について、3つの視点からの質問がございましたけれども、順次お答えいたします。

まず1点目に、経営状況についてどうなっているのかということの質問がございましたけれども、その点については、他の組織機関の経営状況について、この場でご議論するのは差し控えたと思っていますので、ご了承、ご理解願いたいと考えております。2点目の本部支店はなぜ統廃合の対象となったかの質問でございますけれども、マスコミなどでも掲載されておりますけれども、日銀のマイナス金利政策による影響が大きく、収益の大半を占める金融事業の落ち込みに

より、採算性が厳しい店舗の効率化を図るために統廃合をするとの報告を受けております。3点目のJA本部支店が統合されると、まちはどうするのかといった質問でございましたけれども、町としては令和2年2月12日に、沖縄県農業協同組合に対しまして、JA本部支店の存続についての要請を行っているところであります。JA本部支店が統廃合されることによって、町民生活者の利便性、生活の利便性が著しく低下するものと予想されておりました、そのような要請をしているところでございます。今後ともJAおきなわ及びJA本部支店の動向を見ながら、行政としてできることを随時検討しながら支援策はとっていきたく、このように考えております。

2点目の新型コロナウイルス対策について。学校関係については教育長のほうから答弁いたします。3点目の旅行者が激減している中で、町内の観光関係業者は今閉店休業状態です。それへの対策支援をどうするのかというような質問でございました。新型コロナウイルスの影響により、観光関連事業者のみならず、町全体に大きな影響がございました。現在、国や県によるセーフティーネット資金などの制度を活用して運転資金に係る申請及び認定について支援しているところでございますけれども、新型コロナウイルスによる観光客が激減した2月上旬から、今日まで町内事業者において15経営体に対して融資対象の認定を現在行ったところでございます。今後も引き続き、制度の活用について周知をしながら、経営の維持、支援を図ってまいりたいと、こう考えております。また、本町といたしまして、本部町新型コロナウイルス感染対策に係る、いわゆる経済支援プロジェクトチームを新たに設置してございます。随時会議を開き、支援の方法について議論を深めながら、実践を展開していきたいと、このように考えているところであります。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 7番 具志堅正英議員の新型コロナウイルス対策について。学校が再会する場合、新型コロナウイルスの感染予防対策はどうなっているかについてお答えいたします。

本町においては、国の要請を受けて3月4日から3月15日まで臨時休校にしております。3月16日からは学校を再開しておりますが、感染予防対策として、手洗いやうがい、教室の換気などを徹底し、予防対策を行っております。また、教育委員会から各学校にアルコール消毒液を配布し、あわせて予防対策をお願いしているところでございます。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 JAの件について再質問いたします。

町長は、副町長時代から今日に至るまで、本町の農業関係のいろいろな事業を行って、シークッカーのもとぶパワー酢みかんですとか、それからゴールドパイン、それからもとぶ香ネギ、キンキンゴーヤー、いろいろな品目のアイデアを出しながら本部町の農産物の販路拡大に、さらに町の農業の振興にリーダーとして頑張ってきておりますけれども、今回のこういう仕事というのは本来でしたら、JAが先頭に立ってやるべきとも思います。その中で本部町のJAの支店が統廃合されるという。そういう状況になぜ至ったのか。町長としての、なぜそういうふうになったのかという、その点と。そして本部町だけではなくて、JAの組織自体が農業の振興というよりは、金融機関というんですか、そういう面にいつているのではないかという感じがします。

そのような状況の中で本町の農業をこれからも振興していくために、どういうふうにするつもりなのか、町長の見解を伺います。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 JAの現状については、先ほども議論がありましたけれども、金融で、いわゆる預貯金ですね、それを運用いたしまして、その運用益でもって営農指導の、いわゆる金を生まれないようなサービス事業を展開してきているといったようなことがこれまでの流れかと思っています。そういったことで、金利がゼロ金利時代になりまして、預けた預金を運用しても利益を生まないといったような、新しい時代に入って、そしてその利益でもって経済が発生しない、いわゆる稼ぐことができないようなサービス部門を補えないといったような、こういう時代になったと。わかりやすくいえば、そういったことの中で経営を合理化しないといけないというようなことで、そういった内容の説明をJAのほうから受けております。そのとおりで思っております。これからどうするのかということになるろうかと思えますけれども、やっぱりそれはJAそのものが、率直に言えば、経営の合理化すべきところは合理化する。そしてもっともっと経営感覚を持ちながら、JAそのものも新しい時代に合うような経営の、いわゆる刷新、自己改革をやるべきだろうと思っております。その中で新しい形が生まれてくるだろうと、このように考えております。少なからず一行政体の中で、やっぱり主要機関としての民間のJAの存在というのは今後も引き続き、存在していくべきだろうというように考えております。ですので、そういった視点の中から当然我々はJAのほうともそういうことを踏まえて議論を展開しながら、そしてまた協力すべきところは協力をしながら、組織の存続をさせるような形で仕向けていくというのが行政のとるべき姿勢だろうというように考えております。以上でございます。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 どうしてもJAは存続させ、潰すわけにはいかないと、そういう町長の考えだと思えますけれども、きのうも公民館へ行ったらJAの本部支店の営業の時間帯が、購買は午前中のみ、午後から休みという。それから金融部門は窓口が休み、12時から1時までですね。そういう協力願いの張り紙が出ておりました。早速こういう合理化のあれが進んでいますけれども、そうなってくると、一般の組合員、農業をしている人たち、生産農家は非常に農業資材を調達するにも時間が限られてくる。そういう一般農家の、農業従事者のそういう仕事が不便になる。どうしても時間帯が限られてくるという状況をこのまま見過ごしていいんですか。もう少し農業従事者の立場に立って物事を進めないと、なかなかこういうふうにされてくると、農業に対する意欲もなくなってくると思えますけれども、これは町長が頑張っていらっしゃるのは重々よくわかりますけれども、その町長の頑張りをJA側がどういうふうに見ているのか、まだはつきり見えてこないというか。こういうので示されてくると本部町はますます農業従事者が減るんじゃないか。そういう心配をしているんですけれども、その件に関して町長の見解を伺います。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 先ほども言いましたように、JAとして経営本体、それから支店も含めて

これから経営合理化をしながら存続、存在していかなければいけないという状況がございます。その一環として、議員がおっしゃるような、今のようないわゆる経営対策のための策というものを、みずから考えて、新しい経営の策として出てきているのだらうと思いますけれども、それは一つの流れとして受けとめながら、その時間的な歯車の中で、農業者もそれに合わせるような形で時間軸をしっかりと考えながらやればいいのかと、私はそういったふうに考えます。好きな時間に、いつ行っても対応できるわけじゃないということでしょうけれども、経営が、刷新のためにはそういった部分もある意味ではやむを得ないだらうと思っております。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 農協の、JAの、今の経営合理化はやむを得ないと町長はおっしゃいますけれども、実際農業をしている方たちから農業資材、それから農薬の問題、農薬は農協でしか買えないわけですから、それが欲しいときに手に入らないということになれば、ますます本町の農業従事者の意欲が失われていく。そういうふうな状況になるのは目に見えていると思いますけれども、そういうふうには考えられませんか。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 ますます、そういったものに対して危機感を持って対処していくべきだらうと思っております。これから厳しい経済環境の中で生き残っていくためには甘えることはできないだらうと思っております。そういう意味では、お互いにJAも危機感を持ちながら、生産者も危機感を持ちながら、新しい時代に対処していくということがこれからの時代対応の方策じゃないだらうかと、このように思っております。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 わかりました。農家に対しては大変厳しい言葉だと思います。

JAもかつて本部町には農業協同組合がもっとありました。JAになって、本部支店に統合されて、今日に来ております。これからますます厳しい状態が続いていくと思われま。そのような状況の中で今まで町長が頑張ってきてはいますが、町長を初め、農家自身もますます厳しい状況がこれからも続くのかなと思えます。その中でいろいろ策を講じて町長がどのような農政、農業の振興を図っていくのかお伺いします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 農業を展開していくに当たって、JAの存在も必要ですし、また個々の経営体としては、JAに頼らない農業もあるわけです。例えば沖縄県の花弁農協はJAとは全く別の組織の中でこれだけの農業経営者を引っ張りながら展開しているということも一方にはございます。JAの経営危機もありますけれども、それを乗り越えた形での新しい農業の経営体の育成の仕方もあるということも一方にはあると思っております。いずれにせよ、ひとつは新しい時代をつくっていくといったような意味では、行政としてはいろんな角度から、その猶予策というものを考えていきたいなど、このようにも考えております。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ **7番 具志堅正英** 私ときどき農業をしている友人から言われるんです。本部町の農家はいいねと、行政の、町長のこういう農業振興に対する思いが本部町ほど感じられるところはないと、うらやましいと。本部町で農業をすればよかったと、町外の農家の皆さんからよく言われます。ですから今回の、JAの統廃合が急な形で出てきた。こうやって町長を初め、頑張っている農業者とも相談をしたのかしないのかもわかりませんが、こうやって突然統廃合するようなことを出すというのが、地域の農業を、県の農業をどういうふうにJAが見ているのか。この辺が全然見えてこない。ですから町にもこういう相談もなしにやったんだろうと思いますけれども、その辺は強くJAに対しても抗議すべきと思いますが、町長いかがですか。

○ **議長 石川博己** 町長。

○ **町長 平良武康** 先ほど冒頭にも言いましたけれども、私ども本部町は、沖縄県の農業協同組合に対して1円たりとも株の投資はしておりません。ついてはそういった意味では純粹にJAという経営組織が生き残っていく、存在し続けていくといったような策を考えて、そしてそういった中でいろんなことを議論しながら、結論を出しながらやっているんだろうとっております。本部の支店には、議員も知っているとおりに運営委員会という組織もあります。支店の運営委員会があります。そういった中でいろんなことを、議論を深めればいいのかと思っております。そしてまた、農家は代表で構成されているような形になっておりますけれども、JA健全化で経営管理委員というのもあります。そういったJAの組織の中でしっかりそれは今後の時代を乗り切っていくための議論を深めながら経営刷新をやっていくべきことだろうと思っております。

○ **議長 石川博己** 7番 具志堅正英議員。

○ **7番 具志堅正英** JA本部支店が頑張っているのはよくわかります。支店長を初め、地域のいろいろな農業関係の催し物とか、いろんな事業に積極的に参加されて、相談をされていますのでその辺はよくわかります。ただ今回の本部支店の統廃合が支店にそういう、JA本部支店や役場に対してそういう事情の、事前に説明があったのかどうか。それは全くなかったように感じますので、その辺、JA本店の、上からの直接決めてくるようなやり方は農家の皆さんにも相当混乱を招いていますので、その辺も強くJA本店に対して申し入れるべきだと思います。これでJA関係の質問を終わります。

次に新型コロナウイルス対策について2点ほど伺います。観光事業、ほぼ開店休業状態で、きのうやっと海洋博記念公園が開園しまして、ぼちぼちお客さんも来てはおられますけれども、まだまだ全然レンタカーとか、バスは動いていませんので、団体旅行の。ですので、これが収束するまでは大分時間がかかると思っています。その間において、町内の観光事業者を初め、関連事業者の方々の助成に対する町の支援というんですか、そういうものを。きのうもいろいろな議員が伺いましたが、もう一度お願いします。

○ **議長 石川博己** 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 屋富祖良美** 7番、具志堅議員にお答えいたします。

経済支援ですけれども、観光産業を初めとする各産業への経済的な影響はとても大きいものと、

町内の大きいものと思われま。経済支援といたしまして、国、県の中小企業、信用保証に基づくセーフティーネット資金の利用における申請及び認定窓口として、役場と商工会で今受付をしている状況であります。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 このセーフティーネットは事業者に対する中小企業庁の事業だと思いますけれども、そのほかに事業者が従業員を一時出社させないような、従業員に対しての雇用調整事業もあると思ひますが、その辺はどうなっていますか。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 7番、具志堅議員にお答えいたします。

このセーフティーネットの中で、資金の中で、雇用調整助成金の特例措置という形のものがありますので、それも該当すると思ひるので、その辺の認定も窓口のほうで受付していきたいと思ひます。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 国の雇用調整事業、それからセーフティーネットの事業、それからきのう、おとといですか、県のほうも2019年、20年度の補正予算で100億円規模の支援をするという新聞報道がありました。その辺の説明は県のほうからどうなっていますか。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 7番、具志堅議員にお答えいたします。

この今、セーフティーネットの窓口として現在も受け付けていますので、それをもって業者のほう金融機関のほうに申請をしまして、金融機関のほうで融資の不可、可が判断されます。それから金融機関が可とすれば、その業者に支援していくものであります。それも県からの説明というよりかは、町は商工会、観光協会、これの認定の窓口ということでありま。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 この支援事業の認定は商工会のほう担当するという理解でよろしいですか。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 商工会も役場も両方で受付をしております。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 わかりました。

それでは、次に学校関係の件ですけれども、14日間ですか、正月11日間の休校がありましたけれども、その休校分の授業の補習というんですか、補講はどのようにされますか。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 7番、具志堅議員にご説明いたします。

この休みの期間は、それぞれ学校から宿題という形で出しております。時期的にも新たな授業を学ぶということが、方法がない状況でまとめのほうに、今3月ですので、この1年のまとめと

いう形の時期になっておりますので、この休みの期間は各学校から宿題を与えて、それを持って帰ると。きのうから残りの3日間は残りの授業にしっかり対応すると。春休みは特に補講は考えておりません。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 じゃあ、この休校期間の11日間の授業の埋め合わせは自習というか、家庭学習というか、その宿題の処理とか、それで埋め合わせるといふことでよろしいですか。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 7番、具志堅議員にご説明します。

先ほどご説明したとおり、まとめというところもありますので、復習という形で宿題をあげておりますので、休校期間はそれで対応しているということでありませう。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 次に国の方針で小中高が休校になりましたけれども、その間、保育園とか放課後児童クラブとかは運営されているわけですね。特に放課後児童クラブの運営は、ふだんですと放課後からですけども、その間は朝8時ごろからやっているところもあって、その間の職員の配置、それからそれにかかる費用とかの弁償はどのようにするんですか。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 7番、具志堅議員にご説明いたします。

放課後児童クラブ、拡張による受け入れに関しましては、国庫補助金で手当てするという通知が来ております。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 わかりました。また、保育園の保育士、この休業補償というんですか、保育士にも子供がいらっしゃる方もいますので、それで子供を預ける場所がない保育士が自宅で、保育士としての仕事ができなくなる。その間の支援とか、費用の弁償、事業所に対してどのようにするかを伺います。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 7番、具志堅議員にご説明いたします。

先ほど企画商工観光課長のほうからも若干ありましたけれども、休業補償の件で国の方針が出ております。小学校、中学校の臨時休業に伴いまして、どうしても親が子の世話をするために休まざるを得ないとなったときに、事業所は積極的に有給、要は給料を出しながら休みをとるような措置をとってくれという方針を出しております。それにかかった費用は国のほうで10分の10を措置すると。その費用が1日当たり1人8,330円を上限として10分の10措置するということですので、例えば本町の保育園で保育士が休んだ場合に、それを有給として休ませた場合は保育士に、保育園に対して国のほうから助成金があるということでございます。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 この有給として休ませるといふんですけれども、本来の有給の場合と、

今回の事例の有給の場合も一緒ですか。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 7番、具志堅議員にご説明いたします。

有給には年次有給休暇、いろいろな有給がありますけれども、特別休暇というのがあります。このコロナウイルスの感染にかからぬ子供の世話に関しましては特別休暇、要は自分が年間で与えられている有給休暇とは別に特別休暇、有給休暇を消化せずに特別休暇ということで、それを有給で休める。給料をもらいながら休めるという措置でございますけれども、その特別休暇を付与した場合に、その10分の10の費用が充てられると。例えば公人の年次有給休暇を使った場合には措置をされないということでございます。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 最後です。今回、小学校、中学校の休校期間中に給食が出なくて、それまで確保していた給食センターの食材とか牛乳が破棄されるとか、また別の方法で加工保されるとか、いろいろ新聞報道がありましたけれども、本町の場合はどのようにしているのかお伺いします。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 7番、具志堅議員にご説明いたします。

今回、休校に当たっては、休校は3月4日の水曜日からでした。それに決定したのはその前の週の金曜日に対策会議を持って決定しております。事前に休校を3月4日からということにしておりまして、食材等に対しての、余ったりとかそういったものは生じておりません。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 給食センターのほうでは余っていないかもしれませんが、納入している業者のほうは事前に準備するわけですから、その辺の聞き取りとかはしていますか。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 7番 具志堅正英議員にご説明いたします。

そういうふうな報道等もありましたので、発注する管理栄養士のほうには確認をとっております。本部町に対してはそこに問題が発生したというふうには聞いておりません。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 本町も、このコロナウイルス関連でいろいろ大変ですけれども、まだ収束の見通しが全然立たないような状況で、幸いに本県は感染が3人だけで済んで、犠牲者もいないということですので、これがもし、この後出るようなことがあれば、どういうふうにするのか町長の答弁を伺います。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 もし、という議論は余りしたくないですね。しかし、それは当然ですけれども、いろいろな事態が起こりうる可能性がございますので、それを踏まえて内部でいろんなシナ

リオを見当しているところがございますが、いずれにせよ病気に対することについては、私どもの市町村段階だけで対応するといったようなことについては限界がございますので、そういったことで医療機関との連携、そして県の医療機関、保健所、そして県北の病院もあります。そして医師会病院もあります。そういった医療機関との連携機関の形がスムーズにできるような形、形態というものを逐次構築しなければいけないと思います。いずれにせよ、その状況が刻々と変わるような、変わっていくような状況がございますので、何があっても、いつでも対策、対応ができるように、常に新しい情報を取り入れながら、組織としてしっかりと対処していきたいと考えております。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 町長の見解を伺って安心しました。コロナウイルスがどういうふうになっていくのか先が全然見えませんが、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 石川博己 これで7番 具志堅正英議員の一般質問を終わります。

皆さんに通知をいたします。一般質問1人残りますので、そのまま続けたいと思います。

次に12番 喜納政樹議員の発言を許可します。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹

1. 施政方針演説より

皆さんこんにちは。喜納政樹でございます。もう少しだけ一般質問おつき合ください。通告に従い一般質問を行います。

質問に先立ちまして所見を交えながら質問をしまいたいと考えております。東北地方へ甚大な被害を及ぼした東日本大震災から先週の3月11日で丸9年となりました。国が定めた復興創成期間が最後の1年を迎える一方、復興はまだ途中の段階であると言わざるを得ません。我々議会議員、そして行政当局が地域の安心、安全を考えるとときに9年前に起こった悲劇を決して忘れることなく、常に地域の防災のあり方を考えることが大事であると私は考えております。

さて、町長の施政方針演説が先日行われました。上本部学園の校舎建設事業等が終了した関係もあり、予算額では前年より減額とはなっておりますが、予算額の増額で一喜一憂することなく、予算の中身の精査をしっかりとやっていくことのほうが大切であると私は考えております。各種、各事業を行うに当たっても財政シミュレーションに試算をしっかりと立て、基本計画にのっとり年次的に事業を行うことが大切であると考えます。それらを含めまして施政方針演説の中から何点か伺いたいと思います。

町営住宅の整備について。①新里第2団地の整備を終え、現在、謝花第2団地の整備に着手しているところがございますが、今後の整備計画についてを伺います。②町営団地における耐用年数とは何年か。それを伺うとともに耐用年数を超えている町営団地があるのかを伺います。

学校教育について。①幼稚園教育を新たに教育施策の重点項目として位置づけるとございましたが、その目的を伺います。②給食センターが老朽化していると考えますが、今後建てかえのお

考えがあるのか伺います。質問は以上でございます。当局からの答弁をお願いいたします。

○ 議長 石川博己 町長の答弁を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 ただいま12番 喜納政樹議員から2点の一般質問がございました。順次お答えいたします。

2点目につきましては、教育関係でございますので、教育長のほうからお答えいたします。

1点目の町営住宅の整備について、2点ほどございました。お答えいたします。今後の整備計画については、沖縄北部連携促進特別対策特定開発事業、その事業を活用し、子育て支援型の住宅の整備を今後引き続き推進していこうと考えております。同事業の今後の整備計画は、令和2年度町営住宅謝花団地に続きまして、同じく令和2年度に町営住宅の嘉津宇団地を整備いたします。そして令和3年度に行きまして、具志堅のほうへの団地の整備をこの完了に向けて目下事業の推進を進めているところでございます。なお、今後も引き続き、土地の選定の熟度の高い地域について、新たな補助事業等も検討しながら瀬底地域などにおいて定住促進を図る町営住宅の整備を行うよう、目下検討しているところでございます。2点目のこれまでの町内における町営住宅の整備は、昭和57年の町営住宅謝花団地の整備以降、15団地（186戸）の整備を行ってきております。これらの団地の耐用年数は、公営住宅法の施行令の規則により70年となっております。耐用年数を超えている団地は現在ございません。

○ 議長 石川博己 教育長の答弁を求めます。教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 学校教育については、私のほうからお答えいたします。

1点目に幼稚園教育を新たに教育施策の重点項目として位置づけるとあるが、その目的を伺いますについてお答えいたします。まずは、平成30年度に新幼稚園教育要領の改訂があり、令和2年度からは沖縄県が幼児教育班の設置など、幼児教育の意義や役割が重要視されてきております。本町としましても、町内幼稚園・小学校との連携強化や教育環境の充実などを目的に、重点項目として位置づけております。

2点目に、給食センターが老朽化してきていると考えられるが、今後建てかえの考えはあるのかについてお答えいたします。給食センターは築38年を経過した施設であり、修繕を行いながら維持しているところであります。建てかえにつきましては、厳しい財政状況などもしっかり考えながら、建てかえを検討していかなければならないと考えております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 それでは改めてお聞きしたいと思いますが、この町営住宅の整備につきましての1番と2番については一括して質問してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど町長の答弁もございました。現在、町内にある町営団地は15団地、36棟、186戸であるということもございました。今後も必要であれば町営団地の建設事業を推進していくものだと、先ほどの答弁にございましたが、根本的なことをお聞きしますが、この町営団地というのは今後どれぐらい必要で、どれぐらい建てるという計画は立てておられるんですか。そういった基本計

画等はございますか。熟度が高ければどこにでも建てるのか。私が言いたいのは、建てれば必ず管理、修繕、ランニングコストが出てくるということでございますので、それをどこまでバランスをとりながら建設していくのかというのをお答えいただきたいんですが、恐らく町としても本部町公営住宅等長寿命計画というのを出されておまして、その中にもたしかあったかと思えますので、説明をお願いします。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩（午後0時15分）

再開します。

再 開（午後0時16分）

建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 12番、喜納議員にご説明いたします。

本部町公営住宅等長寿命化計画の66ページで一応財政等を勘案して、2040年度における本部町公営住宅将来管理コスト230戸までは計画しております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 これは基本計画ですので、やはり目標を持ってどの程度までいくというのはしっかりと立てるべきだと思います。先ほど申し上げたとおり、私は建てた後の今後、恐らく本町だけではなく沖縄県内各地、もしくは日本全国でこういった補修や改築がどんどん進んでくる時代がやってくるものだと私は思っておりますので、この町営住宅におきましても、しっかり必要なところは建てて、人口をふやすという観点からも建てる必要があると思いますが、そのバランスをしっかりとっていただきたいと考えております。それに伴って耐用年数が、先ほど答弁ありましたが、全てその基準に、耐用年数は超えていないということでございましたが、しかし、その補修や改築の計画年度もしっかりと立てられていると思いますが、順次その計画で建てられた一番古い町営団地でも恐らく昭和の50年代だったと思いますが、そういったもののしっかりとした補修や改修を進めていくべきだと思いますが、そういった計画等はどのようになっているのか説明をお願いします。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 12番、喜納議員にご説明いたします。

建てかえについては70年の法廷根拠としていますが、耐用年限の2分の1、こういった住宅については耐力度調査により不適合と診断された場合は建てかえを行うことができます。耐力度調査で不適合となる大きな原因は、昭和56年、建築基準法改正以前の建物かどうかで大きく変わります。町内における町営住宅は昭和57年度以降の建設でありますので、まだ一定の耐力を保有している状況であると判断しています。ただし、柱、梁、壁、スラブ等の構造部位に劣化が見られ耐力度が低下していると判断された場合は、耐用年限内の建てかえの計画を行っていきます。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 その優先度が高い団地が恐らくあるかと思いますが、どこどこになっていきますか。その説明をお願いします。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 12番、喜納議員にご説明いたします。

一番優先度というのは、古いのが謝花団地、谷茶団地、伊野波団地、伊豆味の第一と言っているんですか、伊豆味団地、その4つが大分古くなっているとは思いますが。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 そういった可能性があるというか、そういった改修や修繕が必要なところはしっかりと、先ほど来あります財政の、しっかりシミュレーションを立てて年次的に進めていくべきだと私は考えておりますが、それを進めるに当たって、私が先ほどから見ている本部町公営住宅等長寿化計画でございますが、これに沿って行うんですよね。まず確認ですが。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 12番、喜納議員にご説明いたします。

一応、長寿化計画に沿って進めていく考えであります。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 もうこれの中でもさまざまなシミュレーションや判定もなされています。先ほど言った謝花団地、谷茶団地、伊野波団地、伊豆味第一団地、この中には北里団地というのもございますが、そういったのもしっかりと建てかえ事業を順次実施していくものとして、そういった前提で維持管理をしていくと。もう既に文言がここに打たれていますので、それをしっかりと遂行していただいて。今はまだそういった外壁が崩れるとか、そういったものがないかと思っておりますが、そういったものが生じた場合はしっかりと保全していただいて、こういった計画年度の中ではしっかりと建てかえ等をしていただきたいと思いますと思うんですが、その中でもし、少し説明してもらいたいんですが、今現状ある部分を建てかえするとなった場合の、居住している方の取り扱いというのはどうなるんですか。県内ではそういった例があるのか。

○ 議長 石川博己 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 12番、喜納議員にご説明いたします。

県内でそういった事業を聞いたことはないんですが、建てかえ、居住している人をどうするかということも今から検討しないといけないと考えています。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 これはとてもデリケートな問題になるかと思っておりますので、もしそういった計画等も常に告知していきながら、しっかりしていただかないといけないんじゃないですかね。もう既に計画も立ててこういうふうに、やらないとまた安全性の面が担保できなくなってきますから、ありますので、それをしっかりとやるべきだと考えています。そういった時期に来ているということでもありますので、しっかりと当局のほうは対応していただきたいと思います。それに対して町長の答弁を求めたいんですが、町長の考えをお願いします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 町営住宅に関する考え方ですけれども、うちの地域はとても経済的に豊か

なように見えるけれども、残念なことに過疎地域として指定されておりまして、今なお、若者の流出に歯どめがかかっていないという現状かと思っております。ついては、この公営住宅の整備については、しっかり対応していくべきことだと認識しております。当然ですけれども、新しい町営住宅を建設しながら、そしてまた民間のアパートの建設もそれによって誘発させることができればと思っております。また、議員から指摘がありますように、デリケートな部分、いわゆる建てかえの時期に来た、来るような建物については住んでいる住民に負担をかけないような形での建てかえの、いわゆる方法というものをこれから考えていくべきだと、こう考えております。いずれにせよ住んでいる住民に負担をかけないような方法を編み出すのが行政の役割だと考えております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 そうですね、しかしある程度の負担はかかってくる可能性はあると思いますので、今住んでいるところと、新築といろいろ条件も変わってくると思うので、そこら辺をうまく事前に告知したり、いろんな方法で進めていっていただきたいと思います。

次に幼稚園教育についてでございますが、答弁の中にはありませんでしたが、ことしから園長先生の制度をとるということではございましたが、それはどういった目的があつてそういうのをやるのかお伺いします。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明いたします。

今回の幼児教育の一つの目玉であります園長制ではありますが、一番幼稚園の現場のほうでクラスが3クラスありまして、しっかりと幼児教育、この計画にのっとって、幼稚園の教育計画をつくるんですが、計画をつくって1年間園児の教育を行っていくんですが、現在のところ幼稚園教諭が教育を立てるんですが、十分まだそこはしっかり教育がうまくできていないところがあります。それは本部幼稚園には兼任で、校長先生が園長となっておりますが、そういう問題、課題等が園の中で起きたときに、対応できるところがなかなかできなかったところもありましたので、今回本部幼稚園に専任園長を配置して、より細かく園児に接して、教育も含めての対応をしていきたいということで専任の園長を配置しております。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 単純に人がふえるというのはとてもいいことだと思います。園長先生、おそらくまた教頭クラスの主任もふえると。答弁の中で幼稚園の教育要領が変わるということがございましたが、そうですね、変わりましたが、恐らくそんなに劇的に変わったということはなく、なので我々公立の幼稚園の中では特色ある幼児教育をしようとしても限界があるんじゃないかなと私はずっと思っておりまして、私立と違って、私立はやはり特色のある教育をしておりますが、なので、単純に今言ったとおり、大人の目をふやす、人をふやすというのが一番効果的だと思っております。前から言われているとおり、低学年、1年から3年までもそうですが、幼稚園の部分でも支援員や先生の数をふやすというのが効果的なのかなと思っておりますので、今回そう

いった事業というのはとてもよかったのではないかと思います。なおかつ局長からあったとおり、働く職員、先生方の負担、職場環境というか、その改善という面からいってもやはり必要ではないかと思えます。預かり保育もずっとやっている関係上、支援員の方が抜けた穴を職員が埋めていたという、これまでの現状というのをやっぱり改善すべきであったり、支援員の穴はやっぱり支援員で埋めるべきである。職員の部分は職員で埋めるというのはしっかりやっていくべきだと思っておりますので、今回の部分に関しては、私はとてもいいものだったなと思えますが、1点だけ説明をもらいたいんですが、支援員の数というのはどうですか。今回、しっかり足りているのか。それだけ説明を求めます。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明いたします。

今年度のものですが、預かり支援もありますので、本部幼稚園のほうには特別支援員として4名、また預かりとして3名ということで配置をしております。来年度も配置の減にならないよう、しっかりと配置していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 しっかりとした、重要項目として位置づけたら、それも施政方針で位置づけておりますのでしっかりと事業を遂行していただきたいと思えます。

最後に給食センターについて伺います。給食センターも老朽化してきております。築38年が経過した施設ということで、修繕を行いながら維持しているところということでございますが、ただ、給食をつくっているだけではなく、子供たちの口に入る給食ですので、安全の面はしっかりと考慮しないとイケないのかなと思えますが、この建物は古くなっておりますが、中の機器類というのは実際どうなっていますか。説明をお願いします。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明いたします。

そういう食材、つくる機器に関しては平成28年だったと思えますが、更新をしております。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 じゃあ、給食センターの調理員の人員はどうなっていますか。しっかりとその人員は保っているのか。そこら辺をお伺いします。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明いたします。

調理員の件であります。今年度職員の体制としましては、本務の調理員が2名でありまして、調理補助員が11名おります。ただしかし、実質現場としましては、それぞれの工程、チームといえますか、調理の内容によってはパーティというんですか、分けることがありまして、今年度までは現状として、4パーティ必要なんです。2名ほど足りないところがありました。そこで今年度から調理員2名をふやすことで採用試験のほうも行っており、2名のほうが決まっていますと

ころで、次年度からはしっかりとした体制で調理業務を行って提供することができると考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 しっかりとした人員を確保して、一番安心、安全が必要な場所ですので、しっかりとしていただきたいと思います。前々から学校建設が終わった後でないと、給食センターの建てかえなどは無理だろうというようなのも聞かれておりましたが、財政状況を見ながらそれは考えているということによろしいですか、教育長。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 12番、喜納議員にご説明いたします。

給食センターの建てかえについては、四、五年前から必要であるということを考えておりました。ある程度、学校施設についてはほぼ終わりつつありますので、それが終わりましたら給食センターについては計画していきたいと考えております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 じゃあ、最後になりますが、この給食センターですが、私は前々から少し思っておりまして、この老朽化の問題は本町だけではなく、お隣の今帰仁村も給食センターがかなり老朽化していて、本町よりもかなり逼迫している状況だとお伺いしております。こういった部分で、今後、選択肢の中に給食センターの広域化、一部事務組合化、そういったものは選択肢の中に見当すべきではないかと思えます。そういう事業費の問題であったり、今後の生徒数の減少やもろもろの維持費などを考えたときにそういった選択肢などを考えるべきではないかというのを最後町長にお伺いしたいんですが、私がなぜそれを聞きたいかという、もう最初の部分からそうですが、今後の我々調整の中での改修やランニングコスト、維持管理費というのは財政上、負担になってくる可能性があるのではないかというのは、いろいろな皆さんがつくられた基本計画を見ればわかります。その中で去年より財政調整基金の取り崩しが昨日町長からもあったとおり、前年度が2億3,000万円、ことし1億3,700万円と取り崩しを行っているということを見ると、しっかりと今後の財政のシミュレーションを考えながら、あとはできることは広域化もして、負担を軽減していくのは必要ではないかと思って今回の質問をしました。最後に町長のお考えをお伺いします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 選択肢の一つではあるかと思っております。ただし、サービスですね、子供たちを含めて住民サービスといったような観点から考えたときに、広域化したほうがいいのか、そうじゃないのか、その辺はしっかりと検証、検討する中での結論の出し方がいいのではないかと考えております。広域化に当たっては相手があることですのでございます。気持ち、思いがぴったり合わないと、なかなかそれも難しい部分があるかというようにも認識しております。じゃあ、その場所はどこにするのか。負担割合はどうするのか。いろいろ出てくる課題が予想されますので、そういったものも想定しながらしっかりと考えていくべきだと思っております。今現在

の段階で広域化をするというような考え方はございません。ただし、選択肢の一つではあろうかと受けとめております。以上でございます。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 しっかりと思いを持って、両思いになるかもしれませんので、しっかりと今後のことを考えながら調整運営をしていただきたいと思います。私の一般質問は以上です。

○ 議長 石川博己 これで12番 喜納政樹議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩 (午後 0 時39分)

再開します。

再 開 (午後 2 時00分)

日程第 2. 議案第10号 本部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 さきに提案しております議案第10号 本部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての説明をいたします。

こちらは町職員の定数条例の上限を定めるものでございまして、この改正によって町民へ直接的な影響を与えるものではなくて、職員の定数を定めるものでございます。

議案の 3 ページ、参考資料をつけております。新旧対照表でございます。3 ページ横のものですね。左が改正案、右が現行となりまして、現行の職員数を足しますと、定数で186人になります。改正案が150人でございます。実数は127人現在職員がおります。実数に合わせて定数を削減するものでございます。36人の減を予定しております。号ごとに読み上げます。1号の議会事務局の職員、2号の監査委員事務局の職員、これは議会事務局で併任しますけれども、2人で変更ありません。3号の町長事務部局の職員、135人から115人、現在は100人です。選挙管理委員会 2人を町長部局に5人ということで、こちらはプラス3人。3人の理由を説明いたします。全てまず併任になっておりますので、全体の職員がふえるわけではございません。今年4月1日から時間外勤務の制限が上限100時間ということで制限がかかります。4月1日施行でございます。現在、選挙は短期間に全ての開票時までには終了しないといけないということで、非常に残業が多くあります。去る県知事選挙で、担当職員は1カ月で約180時間しております。それが1カ月100時間を超えますので、均等に割り振るために併任職員を5人にふやしたいということでプラス3人しております。そのプラス3人をすることによって、先ほども申し上げましたけれども、職員がふえるわけではなくて、併任で対応するというところでございます。5号の教育委員会事務局職員、37人から25人です。水道事業の職員が12人から8人、現行6人ございまして、127人に対しまして、定数150人を今回条例で提案しているところでございます。以上です。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第10号 本部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第10号 本部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 さきに提案しております議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明をいたします。

こちら資料の4ページをお願いいたします。大きい1番、沖縄県人事委員会勧告に基づくものでございまして、沖縄県人事委員会は国の人事院に基づいているものでございます。こちらは職員の給与に関する、今回改正でございまして、こちらも直接ではありますけれども、町民に影響を与えるものの改正条例ではなくて、職員の内部規定の条例の改正でございまして。今回は住居手当の改正について人勧が出ましたので、それに合わせて改正をしているところでございます。現在1万2,000円から1万6,000円という矢印がついているところがありますが、現在1万2,000円からが住居手当の対象になりますが、こちらが1万6,000円からに引き上げられます。例えば1万2,000円の家賃を払っていた職員は、今回は対象から漏れるということで、家賃を1万6,000円以上払っている職員に対してから対象になりますということでもあります。

次の5ページをお願いいたします。影響額に入る前に、今回この住居手当は民間の家賃が上がっていること。そして国あるいは県の公務員住宅の家賃を引き上げたことに伴いまして、上げるものでございまして、5万9,000円の家賃を払っている職員を基準としまして、5万9,000円以下の家賃を払っている職員に対しては、月々最大で2,000円の手当の減額、5万9,000円を超えている家賃を払っている職員に対しては、最大で月2,000円の増額ということで改正であります。3番の(1)住居手当の改正による影響額でございまして、5ページです。現在、住居手当を受けている職員は全体で49人おまして、減額となる職員が41人、年間で95万4,000円、逆にふえる職員が8人、年間でトータル9万6,000円、これは年間一気に改正ではなくて、令和5年までの引き上げあるいは引き下げの段階的になりますので、各年度の影響額を書いているところでございます。以上、説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第12号 本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 さきに提案しております議案第12号 本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

こちら資料の15ページをお願いいたします。縦の表になっております。15ページ、こちらも職員の内部規定の条例になっておりまして、直接町民へ影響を与えるものではございません。今年4月1日から現行の臨時職員、嘱託職員の制度が廃止されまして、会計年度任用職員に移行されます。それに伴う育児休業関係の改正でございます。表の右に臨時職員と嘱託職員の育児休業を書いております。臨時職員につきましては、現行育児休業制度が対象外となっております、取得ができないという制度でございます。こちらが本年4月1日から施行されます会計年度任用職員におきましては、改正案ということで太枠でくくっておりますが、ほとんどの育児休業関係の制度が適用になりまして、育児休業の取得が可能になるということでございます。育児休業は、給与は出ませんが、無給になりますけれども、ただ社会保険のほうから給与の約67%が、その休業中は保障されますので、会計年度任用職員はその対象になるという改正でございます。こちらでも4月1日から施行でございます。以上です。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第12号 本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第12号 本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第13号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 さきに提案しております議案第13号を説明いたします。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。こちらも職員の内部の条例となっておりますので、直接町民に影響するものではございません。

資料の2ページ、新旧対照表をお願いいたします。右が現行、左が改正案になっております。第2条第2項に次の文言を追加する予定でございます。地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができるということで、前項というのが、第2条第1項に新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないということでありまして、これは会計年度任用職員が4月1日から制度が始まりますので、それに合わせた改正でございますが、現在、職員採用されますと、宣誓書にサインをして、それを読み上げてからでなければ職務に入ることができないという条例でございますので、こちらを今、職員に対してやっておりますが、4月1日から会計年度任用職員もその規定に当てはまることとなります。しかし、会計年度任用職員は一気に今回は約100人以上採用になりますので、全て同じ箇所に集めてするというのは実質的に厳しいので、それを宣誓書に書面でもってそれにかえるという規則を定めたいと思いますので、それを規則に委任する条例でございます。

3ページをお願いいたします。根拠法令を書いておりますが、下の2、想定される運用でございますが、1番で任命権者等の面前で宣誓書への署名を要さず、署名した宣誓書を提出することで足りるものとする。2号で同一の職員につき再度の任用を行った場合には、先の任用に際して行った含むの宣誓をもって、これを行ったものとみなす。会計年度任用職員は最大で3年、良好であればまた4年目もできるということですが、3年で一応切れます。そのときに、また再度4年目になる場合は1年目に宣誓書を書いてもらっていますので、それで足りるということを想定しております。以上、説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第13号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第13号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第14号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。住民課長。

○ 住民課長 平安山良信 さきに提案しました議案第14号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

ページをめくって2ページをお開きください。2ページの新旧対照表でご説明いたしますが、今回の改正の趣旨でございますが、情報通信を活用して、行政手続を簡素化、効率化をしていこうということで、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律が変わりました。その法律の中で地方税法の一部も改正され、ことしの4月1日に施行されることになりましたので、今回このような形で上げております。

新旧対照表をごらんください。右側が現行です。左が改正案となっております。中段のほうに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律というものが現行の条例にあります。この条例の名称が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律という形で法律の名前が変わりましたので、この部分が変わっています。続きまして、その次のほう、第3条第1項というのが現行で引用されておりましたが、この部分も条項が追加になりまして、第6条第1項という形で条がずれております。このことによりまして、町民に何か手続等で影響があるかという、特に影響はございません。法律が変わって、そういう変更があったということです。

続きまして3ページをごらんください。3ページの2のほう、固定資産評価審査委員会制度の概要ということでございますが、固定資産税の課税標準である価格というものは、総務省が定めております固定資産評価基準に基づいて我々は固定資産税を決めております。納税者でこの評価基準に基づくものに不服がある場合は、こういう専門性を有する中立的な機関に審査を決定するために申し立てをすることができるという制度がありましてこの条例があります。本町におきましては、今のところこの委員会にそういう申し出があったことはございません。以上です。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第14号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第14号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第15号 本部町森林環境整備促進基金条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。農林水産課長。

○ **農林水産課長 安里孝夫** さきに提案いたしました議案第15号 本部町森林環境整備促進基金条例の制定についてご説明いたします。

条例の中身につきましては、他の基金条例と同様の内容となっておりますので、基金を設置するに至った森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律についてご説明いたします。

資料3枚目の概要のほうで説明いたします。よろしくお願いたします。本法律は、平成31年3月に制定されておりますので、表記が平成表記になっていることをご理解ください。法律の概要について読み上げます。パリ協定、地球の温暖化防止の国際的枠組みを取り決めた協定となっております。パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要の地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。森林環境税の創設、平成36年度、令和6年度からになります。納税者は国内に住所を有する個人に対して課する国税となっております。税の仕組みについては、後ほど住民課長から説明がございします。税率、年額1,000円、賦課徴収は市町村となっております。続いて、森林環境譲与税の創設、平成31年度、令和元年度から歳入がございします。譲与総額は森林環境税の収入額に相当する額となっております。譲与団体は市町村と都道府県、用途については干ばつや人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用。譲与基準は総額の9割に相当する額を私有林人工林面積が10分の5、林業就業者数10分の2、人口10分の3で案分となっております。用途の公表もインターネット等を通じた義務づけとなっております。市町村の剰余額自体が事業化するためには金額が少ないため、基金に積み立て、その後の事業実施となります。そのための条例制定となっております。税の仕組みについては住民課長が行います。

○ **議長 石川博己** 住民課長。

○ **住民課長 平安山良信** 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組みについてご説明いたします。まず、今農林水産課長から話がありました森林環境税についてでございますが、令和6年度から始まります。これは現状、町県民税の個人の均等割が年間1人5,000円かかっています。この5,000円のうちの1,000円が平成26年から令和5年度まで、東日本大震災の後に市町村が防災のために使うということで1,000円上乗せされて、均等割が5,000円となっておりますが、この1,000円の上乗せが令和5年度で終了します。それで国は令和6年度から森林環境税を、またその1,000円を使って、森林環境の保全に使いなさいということで、森林環境税が令和6年からスタートします。先に国は借り入れをして、令和元年度からその森林保全に使いなさいということで、今回譲与税が今年度から出ているような状況でございます。ですから住民にとって税がふえ

るとか、そういうことは変わりありません。均等割5,000円でそのままの状況になります。以上です。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第15号 本部町森林環境整備促進基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第15号 本部町森林環境整備促進基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第16号 本部町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** さきに提案しました議案第16号 本部町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料3枚目をお開きください。新旧対照表となっております。令和2年4月1日から、崎本部小学校、崎本部幼稚園が廃校となりますので、現行に記載されております名称、崎本部小学校、崎本部幼稚園が改正案のとおり削除されます。以上です。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第16号 本部町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第16号 本部町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第17号 本部町立学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** さきに提案しました議案第17号 本部町立学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料3枚目の新旧対照表をごらんください。上本部中学校が小中一貫校となり、上本部学園としてスタートします。上本部小学校の運動場に上本部中学校も移転しましたので、現在、新旧対照表の現行にあります北里573番地には上本部中学校がございませんので、その上本部中学校の屋外運動場の照明施設を廃止し、改正案のとおりとなります。以上です。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第17号 本部町立学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第17号 本部町立学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第18号 本部町立中央公民館、本部町立図書館、本部町立博物館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** さきに提案しました議案第18号 本部町立中央公民館、本部町立図書館、本部町立博物館の指定管理者の指定についてご説明いたします。

現在、町立図書館、博物館は文化協会が指定管理をしておりますが、今年度末をもって任期満了となります。それに伴って新たに指定管理者を指定することになりまして、指定管理者を指定するに当たっては、教育委員会としましては、地域との連携、協力が不可欠とあることで、地域にある団体を指定管理者としております。それで新年度からはこれまで中央公民館は役場職員のほうで対応しておりましたが、新年度からは公民館もあわせて指定管理者となりまして、今回、提案をしております。指定管理者は本部町商工会のほうに指定管理者を指定しているところであります。以上です。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。14番 崎浜秀進議員。

○ **14番 崎浜秀進** あえて教育長に聞いておきたいと思います。

この指定管理者、今までは文化協会がやってきたわけですがけれども、やはりこの指定管理者の任期が切れたということですので、文化協会が辞退したのか、それとも新しく商工会を選んだのか。両方のうちどちらなのか、ひとつ聞いておきたいと思っていますので、あえて教育長に。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 14番、崎浜議員にお答えいたします。

私たちとしては、引き続き文化協会に継続して指定管理をしてもらいたいという考えでございましたが、文化協会が任期満了をもって辞退したいということがありましたので、この指定管理者についてはできるだけ町に根ざした団体ということで、商工会それから観光協会にお願いしたところ、観光協会が辞退したということで、最終的に商工会ということになりました。

○ 議長 石川博己 14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 新しい商工会が指定を受けたということですがけれども、前回のようにいろいろトラブルないように教育長として、やっぱり指導してあげてください。新しく指定管理を受けた商工会に対しても、うまいぐあいに職員と仕事ができるような体制をとっていただきたいと思っています。辞退したということで理解しましたけれども、あえて教育長に指定して質疑したのは、もう教育長、最後の答弁ですので、3月で退任だということですので、立ったついでに教育長の労に対して一言だけ言っておきたいと思います。

教育長、昭和23年7月から3期8年間大変ご苦労さん。こういう性格だから本部町の教育行政が成り立ったんじゃないかという気がするわけです。ずっと前から仕事も一緒にしながら教育長の性格もよくわかるし、人の説得力がある教育長だなと。何名かの教育長を見てきたけれども、やっぱりそれだけ実績を残した教育長はこれまでに、たくさんやってきたんだけど、それ以上のことは仲宗根清二教育長を飛び越えることはできなかったんじゃないかと。それが各学校の施設を見てください。本部小学校の建てかえ、本部中学校の校舎、それから上本部小中学校の一貫校、瀬底の学校施設、崎本部。こういうもろもろの問題を見ても金のない町当局から引き出してきた教育長の実績は、これは高く評価されるべきだと私は思うんです。それからもう1点、学力向上、子供たちが伸び伸びと学校で学んで実績を出したことも教育長の実績に値するものだと思います。それから高校に関してはチャレンジ塾、やっぱり本部高校から大学や国立あたりに進学していく子供たちを見ると、地域の父兄の皆さんが教育委員会はよくやっているよという褒めの言葉です。ただ長く話をすると、切りがございませんけれども、やはり教育長の長年の実績に対して、大変ご苦労であったということを一言だけ言いたくて質疑しましたので、これからも一生懸命体に気をつけて、また頑張ってください。大変ありがとうございました。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 教育長の労をねぎらった後でちょっと質疑をしにくいんですが、もう少しおつき合い願いたいと思います。この指定管理ですが、これは町としてはどこが所管することになるんですかということと、今現在、本部町文化協会、婦人会、青年団協議会の事務局の番地と場所はどこになっていますかということと、今現在、中央公民館古いのがありますが、その中でさまざまなサークル活動が行われていたと思うんですが、新しくできるまで、約1年ちょっとですか。それを今の、現、古い中央公民館の中で行われると思うんですが、その指定管理を審議しているわけで、その中で何か変わってくるのがあるのか。例えば使用料の問題だとかというのを

少しお伺いします。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明いたします。

まずは所管ですが、教育委員会のほうの所管となり、この指定管理、その他もろもろ、いろいろ協議が必要なものがあれば、また教育委員会で議論、対応をしていきたいと思っております。あと図書館と博物館の所在ですが…。すみません、青年会と婦人会ですが、現在の中央公民館の、元教育長室のほうに会議する場所と思っております、そちらを利用して会議を行ったりしております。すみません、青年団協議会、婦人会の住所は中央公民館にあります。874番地1にあります。新施設ができたときには、今それぞれの団体が持っている道具とかありますが、これは新施設においても倉庫がありますので、そこに道具を置いていただくんですが、活動に関しては施設にも会議室がありますので、そちらを、毎日使っているわけではございませんので、使用する際に使用していただくと。この会議室を利用して協議等を行っていただくということでもあります。以上です。すみません、サークル活動の使用料については、新施設ができた際には、今後検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 今じゃあ、現在、これまでこのサークル活動をなさっていた方というのは使用料をとっていたんですか。それとも無料だったんですかということと、今言われた新館になった場合の、今は倉庫を使っていいですよ、会議室も使っていいですよと言うんですけれども、今のこの事務局、住所というのは、新館の住所になるんですか、事務局としての。機能を青年団協議会、婦人会、文化協会ですね。それをお伺いします。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明いたします。

サークル活動についての利用料については、電気の使用料はいただいております。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休 憩 (午後2時42分)

再開します。 再 開 (午後2時42分)

教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明いたします。

新施設ができた際には、博物館のほうに学芸員室がありまして、そちらの部屋を使っていたらいて活動していただくということを考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休 憩 (午後2時43分)

再開します。 再 開 (午後2時44分)

12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 まず、その使用料の問題に関しましては、使った分の光熱費や、それは払うのは当然だと思います。やっぱりそれだけ使ったので。しかし、社会教育施設という名目で、また今後も使っていくのであれば、どんな指定管理になったとしても、新たに発生するような使

用料というのは、そこら辺は教育委員会としてもしっかり考えないといけないと思います。指定管理におろしたとしても。もう3回目なので、これはしっかり考えるべきだと思います。

あともう1点、やはり事務局というのは、博物館の学芸員室ですか、確かに作業をするにはいいかと思いますが、あの密閉された中で3団体の事務局というのは、私としてはもう少し考えたほうがいいんじゃないかと思います。実際、そんな四六時中ずっと使うわけではないですよ。主に使うのが、恐らく文化協会あたり、文化協会は教育関係の事業もやっていますよね。町としては、町としてやらないといけないことを向こうに投げているわけですよ。投げているのがありますよね、事業もね。であれば、事務局、事務室の中に文化協会、もしくは婦人会、青年団協議会の少しのスペースでもいいので確保するべきだと私は思いますが、これは教育委員会のほうでもう一度検討していただきたい。指定管理が来るわけですから、指定管理側とも相談して、そこら辺を検討すべきだと私は思いますが、じゃあ、教育長一言お願いします。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 喜納議員にお答えします。

使用料については、これは新しい施設ができた時点では、新たな条例をつくらないといけないと思うんです。その中で使用料等については、また決めていかないといけないと思っております。それから事務所の件については、婦人会、よく話をするんですけども、事務所、テーブルは博物館において、婦人会の皆さんいろんな活動をしますので、そこは新しい施設の中にも研修室が3つありますので、そこを利用していろんな活動ができるんじゃないかと。ただ、何と申しますか、これは頻繁に使うということではないということで、テーブル1つあれば仕事上、差し支えないんじゃないかと。あと必要な備品等があれば、その施設の中にも十分入るんじゃないかと考えて、今婦人会とは調整して、事務室については、事務局については博物館のほうが適切じゃないのかなと。今そういう話をしている状況です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第18号 本部町立中央公民館、本部町立図書館、本部町立博物館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第18号 本部町立中央公民館、本部町立図書館、本部町立博物館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第19号 本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定についてを議題と

します。

本案について議案の説明を求めます。農林水産課長。

○ **農林水産課長 安里孝夫** さきに提案しました議案第19号 本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

1枚めくっていただいて、これまでの経緯をご説明いたします。平成22年4月1日からNPO法人むらおこしネットが指定管理者として5年間指定管理に当たりました。平成27年3月31日をもって満了となり、4月1日以降プロポーザル方式により公募の上、もとぶバイオマス事業協同組合が選定され、指定管理者として5年間管理運営を行っているところです。この3月いっぱいをもって期間満了を迎えます。4月以降引き続き、もとぶバイオマス事業協同組合が指定管理者として管理運営を行う予定です。

次のページをお願いいたします。これまでの決算状況となっております。一番下の額が各当期における決算額となります。平成27年度のプロポーザルの段階では、事業展開で指定管理の5年間には収益が見込めるとのことで2者の提案があり、審査の末、もとぶバイオマス事業協同組合に決定した経緯がございます。民間ノウハウの活用を目的で、指定管理者として指定しているんですが、施設規模が広大であり、管理における機械化が困難であるため人手がどうしても必要、また収益施設部門も限界がある等を踏まえ、令和2年度から管理運営の費用を計上しているところとなっております。その費用をもって、指定管理に当たる予定となっております。説明は以上となります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号 本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第19号 本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (午後2時54分)

再開します。

再 開 (午後3時05分)

日程第12. 議案第20号 令和元年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** さきに提案しております議案第20号 令和元年度本部町一般会計補正予算について説明をいたします。

表紙を2枚めくりまして、令和元年度本部町一般会計補正予算（第6号）をお願いいたします。令和元年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出からそれぞれ2億7,379万円を減額し、歳入歳出それぞれ120億8,159万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（繰越明許費の補正）第2条、繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

続きまして、3ページの繰越明許費補正を説明させていただきます。今回14件、繰越明許費の補正を計上しているところがございます。それぞれ上から順に説明をいたします。プール解体工事費2,967万5,000円、こちらは本部小学校のプールを解体いたしまして、その跡地に児童クラブ、学童を建設するものでございます。本部小学校と隣接することということで、児童の安全の確保を優先にするために繰り越しております。解体工事後すぐに児童クラブの建設に着手する計画に変更したことから繰り越しております。解体の完了は7月予定でございます。工事着工も、新設の着工も7月予定でございます。続きまして、本部農業振興地域整備計画策定業務662万1,000円、こちらは沖縄県との調整並びに現場確認等に不測の日数を要したため繰り越しております。12月の完了予定でございます。続きまして、災害に強い高機能型栽培施設導入推進事業、こちらは農業用のビニールハウスの整備でございますが、3,311万5,000円。こちらは昨年12月、年末に交付決定がありました。そのため事業着手がおくれておりまして、年度内の完了が困難となり繰り越しているところがございます。6月の完了予定でございます。続きまして、本部半島・家島エリア観光促進事業12億3,936万1,000円、多機能施設でございますが、こちらも昨年12月、年末に交付決定がありました。そのため事業着手がおくれておりまして、年度内完了が困難となり繰り越しております。こちらは令和3年3月完了を予定しております。続きまして、健堅本部落線道路改良事業2,510万5,000円、こちらは用地交渉の協議に時間を要したため繰り越しております。12月完了予定でございます。瀬底島一周線道路改良改築事業から石川謝花線、嘉津宇具志堅線、満名川線道路まででございますが、この4路線につきましては北振事業でございますが、繰越理由が一緒でございます。用地交渉の協議に時間を要しているため繰り越しております。本年12月の完了予定となっております。伊野波本線道路改修事業、こちらは伊野波橋のことでございますが、今年1月に補助金交付の見込みがついております。年度後半に交付決定があったため事業者の着手がおくれて年度内の完了が困難となっております。よって繰り越しております。来年2月の完了予定でございます。1億5,732万円を計上しております。続きまして、謝花第2団地新築整備事業2億2,369万円、造成工事において近隣地主との補償について不測の日数を要したため繰り越しております。工事完了は11月、入居開始は来年1月を予定しているところがございます。続きまして、嘉津宇団地新築整備事業1,672万5,000円、こちらは設計業務に係る委託料が主でございます。用地取得に不測の日数を要したため繰り越しております。こちらは今年4月の完了予定でございます。スクールバス購入業務、こちらは崎本部地域を対象にするスクールバ

スの購入でございますが、789万9,000円、利用する児童の調査、そしてスクールバスの規格選定に時間を要したため繰り越しております。6月末の納期で進めているところでございます。最後になりますけれども、上本部小中一貫校校舎等改築事業、こちらは体育館の整備でございますが、3億1,407万6,000円、校舎解体工事の遅延に伴い資材搬入経路に支障が生じておりまして、基礎工事に不測の日数を要しております。そのため繰り越しておりますが、6月の完了予定でございます。以上が繰越明許費の説明でございます。

今回、新たに4ページの地方債の補正は、伊野波橋の補正で公共事業債を計上しているところでございます。限度額は3,140万円でございます。

続きまして、事項別明細書でもって主な事業の説明をいたします。歳出から行います。12ページ、13ページをお願いします。13ページの下から4段目、積立金でございますが、ゆいまーる基金積立金、こちらは今年度からゆいまーる基金を立ち上げて積立を行っているところで、ふるさと納税分で行っているところでございますが、ゆいまーる基金、2つ受け入れがありまして、こちらはふるさと納税分でございますが、寄附の受入額が令和元年度で2,700万円を見込んでおります。返礼品等の経費を除いた1,322万2,000円を基金に積むものでございます。その下、ちゅらまちづくり基金積立金、マイナス2,155万4,000円、こちらは先ほどゆいまーる基金をふるさと納税から充てていますので、その分をこれから除くものと、返礼品に充てるため減額しております。その下、子ども・子育てゆいまーる基金積立金、こちらはふるさと納税分とは別に、町内の企業、団体あるいは個人から受け入れる分でございますが、前回の補正から新たに198万円を受け入れておりますので、その全額を計上しております。令和元年度でこの分で受け入れた金額は、現在のところ20件、1,016万円を受け入れております。

続きまして、19ページをお願いします。民生費でございます。真ん中あたりにプレミアム付商品券販売等委託料2,040万円の減額、こちらは消費税が10%に引き上げられたことに伴いまして、家計の負担緩和や消費の下支えのための事業でございますが、非課税あるいは子育て世帯などを対象としてプレミアム付商品券を販売するものでございまして、最大2万5,000円の商品券を2万円で購入できる事業でございます。本町の1月末の申請率が約22%となっております、こちらその申請率に合わせて2,040万円の減額をしているところでございます。あと、このページ以降、減額補正がたくさん並びます。今回は年度の最後の補正ということで実績見込みに応じまして、各事業見込みが立っているものにつきましては減額、主に減額を補正しているところでございます。23ページをお願いします。同じく民生費の一番下のプール解体工事費1,829万4,000円、こちらは本部小学校のプール解体をしまして、その跡地に学童クラブを建設するものでございますが、プール解体に際しまして、アスベストが含まれていることが判明いたしました。その処分費用を計上しているところでございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。こちら土木費、37ページが一番下、伊野波橋橋梁整備工事費1億4,215万3,000円、こちらは今年度中において、先ほども説明しましたけれども、国庫補助がつく見込みになりましたので、伊野波橋の上部工の工事費を計上しております。これ

で伊野波橋は全て完了する予定となっております。

歳入を1件だけ説明させてください。歳入、8ページ、9ページ、商工費寄附金、9ページの下から4段目に、もとぶ八重岳桜の育成協力金200万6,000円の減額でございますが、こちらは当初予算におきましては、前年の実績の454万3,000円を予算措置していたところでございますが、今回、天候等の理由によりまして、200万6,000円を減額しておりまして、最終的には259万8,648円の協力金をいただいたところであります。ご協力いただきました来訪者の方々、そして八重岳にて協力金の依頼にご協力くださいました議会議員を初めとする関係者の皆様ありがとうございました。この費用につきましては、有効的に活用させていただきます。以上、説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 まず、一旦休憩をお願いします。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休 憩（午後3時19分）

再開します。 再 開（午後3時19分）

12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 それでは1点お伺いします。

今回繰越明許費でスクールバスの購入が今年度中にできなかったということで、これで崎本部小学校は統廃合されて、4月からそこへのスクールバスの運行も始まるんですが、実際台数は何台なのか、それで十分運行できるのかというのをお伺いします。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明いたします。

現在、スクールバスは3台ございます。今回、崎本部小学校廃校に伴い、崎本部の住所を有する学生が新しくスクールバスを使用します。それに当たって現在のバスの台数では運行が厳しいということもありまして、バス1台を補正で購入して運行していくということの状況であります。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 4月から登下校は始まるわけで、しかしこのバスが来るのは6月と先ほどおっしゃってございました。その間どうするんですか。これは9月に補正されて、速やかに、これはバス購入すべきだったんじゃないですか。なぜそんなに時間がかかっていたのか。実際この3台で6月まで大丈夫なのかというのと。このスクールバスの帰りの部分でお伺いしたいんですが、中学校の下校の部分で部活動をしない子たちと、部活動をしたときの下校時にスクールバスを動かすと思うんですが、そのコース、部活動を終えて帰る子たちのコースを伺います。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休 憩（午後3時22分）

再開します。 再 開（午後3時25分）

教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 12番、喜納議員にご説明します。

まずは、バスの購入がおくれた理由であります。崎本部小学校の学生に、ちょっと足に障害

を持っている子がおりまして、その子がバスを利用するかしないかというところでバスの規模と
いいですか、形といいですか、そういったものの検討の必要がありました。それとあと、今回瀬
底のほうにも生徒が行くということもありまして、いろいろな観点から希望調査をとったところ
で少し時間を要したというところでもあります。あと部活後のバスの利用に関しては、本部中学校
から瀬底の金城商店、瀬底公民館、崎本部公民館と戻りもこのようなルートで部活後の利用を行
います。以上です。すみません、6月には新バスは間に合わないんですが、町のマイクロバスを
利用することで、4台でその間に対応しようということで検討しております。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 支障を来さないように、新しく、崎本部小学校も統合されて初めてなので、
崎本部の子供たちに負担がかからないようにしっかりと教育委員会で見てあげてください。あと
1点は、多分今のコースではバスが足りないのもう少し路線をふやしてくれというのなかなか
言いにくいんですが、しかし、崎本部、瀬底、健堅方面以外にも、逆に同じ距離で浦崎とか
浜元とか、あのあたりにもいますよね。なので、そこら辺をどうにかカバーできるようなコース
を考える必要があるんじゃないかと思います。実際にああいった痛ましい事故も起こったところ
で、結局信号がない横断歩道を渡るわけですよね。朝はどうにか保護者に連れてきてもらって
いいんですけども、帰り、部活をして夜に帰って来るといの子たちのケアというのも今後また
考えてもらえればと思うんですが、最後に教育長、答弁をお願いします。

○ 議長 石川博己 教育長。

○ 教育長 仲宗根清二 12番、喜納議員にお答えいたします。

バスに余裕があれば、それは十分検討する余地があると思っています。今、どの程度の子供た
ちが利用しているかというのは、ちょっと今資料がなくてわかりませんが、できるだけ多
くの方が利用できるような形にもっていければと思っています。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号 令和元年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第20号 令和元年度本部町一般会計補正予算については、原案のと
おり可決されました。

日程第13. 議案第21号 令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし
ます。

本案について議案の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 崎原 誠** 提案しております議案第21号について説明いたします。

令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算書の表紙をめくりまして、次のページをお願いします。令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算。令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和2年3月10日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお開きください。今回、歳入のみの補正となっております。歳入、2款繰入金55万7,000円、内訳といたしましては、基盤安定負担金等の額の決定がありました。それに伴いまして、一般会計からの法廷内繰入金の増額が241万5,000円、そして法定外の繰入金のほうで減額を…、すみません、法廷内繰入金の増額で241万5,000円、法定外の繰入金の減額が181万5,000円となっております、その差額となります55万7,000円を計上しております。説明は以上です。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号 令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第21号 令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第22号 令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 崎原 誠** 提案しております議案第22号について説明いたします。

令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算書の表紙をめくりまして次のページをお願いします。令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算。令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,178万9,000円とする。令和2年3月10日、本部町長 平良武康。

詳細について説明いたします。次のページをお開きください。上の表、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料を1月末現在の調定額に基づき増額補正をしています。保険料の増額に伴いまして、下の表、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましても増額の補正を

行っています。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号 令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第22号 令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 報告第1号、議案第23号 令和2年度本部町一般会計予算についてから議案第27号 令和2年度本部町水道事業会計予算についての5件につきましては、予算審査特別委員会へ付託してありました。その報告書が提出されております。

予算審査特別委員会委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会委員長 喜納政樹。

○ 予算審査特別委員会委員長 喜納政樹 報告第1号、令和2年3月17日。本部町議会議長石川博己殿。予算審査特別委員会委員長 喜納政樹。委員会審査報告書。議案第23号 令和2年度本部町一般会計予算について、議案第24号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計予算について、議案第25号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第26号 令和2年度本部町公共下水道特別会計予算について、議案第27号 令和2年度本部町水道事業会計予算について。本委員会は、令和2年3月10日付で付託された上記案件については審査を終了したので、本部町議会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告します。

予算審査特別委員会報告。1、付託事件。議案第23号 令和2年度本部町一般会計予算について。議案第24号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計予算について。議案第25号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について。議案第26号 令和2年度本部町公共下水道特別会計予算について。議案第27号 令和2年度本部町水道事業会計予算について。2、審査結果。議案第23号、原案のとおり決定とする。議案第24号、原案のとおり決定とする。議案第25号、原案のとおり決定とする。議案第26号、原案のとおり決定とする。議案第27号、原案のとおり決定とする。

○ 議長 石川博己 委員長報告は終わりました。

議長を除く全員による予算審査特別委員会でした。よって質疑、討論を終結します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって質疑、討論を終結します。

日程第16. 議案第23号 令和2年度本部町一般会計予算についてを議題とします。

これから議案第23号 令和2年度本部町一般会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第23号 令和2年度本部町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第24号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから議案第24号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第24号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第25号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから議案第25号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第25号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第26号 令和2年度本部町公共下水道特別会計予算についてを議題とします。

これから議案第26号 令和2年度本部町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第26号 令和2年度本部町公共下水道特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第27号 令和2年度本部町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから議案第27号 令和2年度本部町水道事業会計予算についてを採決します。

この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第27号 令和2年度本部町水道事業会計予算については、原案のと

おり可決されました。

日程第21. 意見書第1号 北部地域基幹病院整備に関する意見書についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。14番 崎浜秀進議員。

○ **14番 崎浜秀進** 意見書第1号、令和2年3月17日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 崎浜秀進。賛成者、本部町議会議員 真部卓也。賛成者、本部町議会議員 崎浜秀昭。賛成者、本部町議会議員 比嘉由具。賛成者、本部町議会議員 小橋川 健。賛成者、本部町議会議員 伊良波 勤。賛成者、本部町議会議員 具志堅正英。賛成者、本部町議会議員 仲宗根須磨子。賛成者、本部町議会議員 具志堅 勉。賛成者、本部町議会議員 座間味栄純。賛成者、本部町議会議員 松川秀清。賛成者、本部町議会議員 宮城達彦。賛成者、本部町議会議員 喜納政樹。北部地域基幹病院整備に関する意見書。上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

開けて文面を読み上げます。北部地域基幹病院整備に関する意見書。北部地域では、医療体制や機能の縮小が進み、住民の不安が続く中、沖縄県に対し平成29年3月に、沖縄県立北部病院と北部地区医師会病院の統合・再編による「北部地域における基幹病院の整備を求める」112,277筆の署名と要請書を沖縄県知事へ手交した。その後、平成29年12月に沖縄県知事から、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合による基幹病院の整備を行うとの方針が示され、平成30年1月から沖縄県保健医療部と沖縄県病院事業局及び北部病院、北部地区医師会、北部地区医師会病院、北部12市町村との間でこれまでに6回にわたる協議や意見交換を重ね「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書(案)」が作成された。また、北部市町村議会議長会をはじめ北部12市町村議会における全員協議会等において、基幹病院整備に向けて基本的枠組みの説明が行われ、理解を深めてきた。医療体制の確保は、住民の命を守る根幹をなすもので、本地域の医療が逼迫する中、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合は一刻の猶予もゆるされず、沖縄県、北部12市町村が一体となって、基幹病院を整備しなければならない。ついては、地域住民に寄り添った基幹病院の整備に向けて、下記事項について取り組むことを強く求める。

記、一、北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書を早急に締結すること。一、北部基幹病院の設置主体は、県及び北部12市町村で設置する一部事務組合とすること。一、設置された基幹病院の運営主体は、県及び北部12市町村等で設立する一般財団法人等とすること。一、基幹病院の整備及び運営に関する費用は、北部12市町村の一般財源に影響を与えない方法で行うこと。一、合意書の締結後、整備協議会を設置し基本的な枠組みの詳細及び整備に関する事項について協議を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年3月17日、沖縄県本部町議会。宛先、沖縄県知事。

○ **議長 石川博己** 意見書第1号につきましては、議長を除く全議員からの提出でございます。よって質疑、討論を省略します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

意見書第1号 北部地域基幹病院整備に関する意見書についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。意見書第1号 北部地域基幹病院整備に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 決議第1号 北部地域基幹病院整備に関する要請決議についてを議題とします。
本案について提出者の説明を求めます。14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 決議第1号、令和2年3月17日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 崎浜秀進。賛成者、本部町議会議員 真部卓也。賛成者、本部町議会議員 崎浜秀昭。賛成者、本部町議会議員 比嘉由具。賛成者、本部町議会議員 小橋川 健。賛成者、本部町議会議員 伊良波 勤。賛成者、本部町議会議員 具志堅正英。賛成者、本部町議会議員 仲宗根須磨子。賛成者、本部町議会議員 具志堅 勉。賛成者、本部町議会議員 座間味栄純。賛成者、本部町議会議員 松川秀清。賛成者、本部町議会議員 宮城達彦。賛成者、本部町議会議員 喜納政樹。北部地域基幹病院整備に関する要請決議。上記の決議を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

北部地域基幹病院整備に関する要請決議。文書の内容については、前意見書と同じですので文面は省略させていただきます。

下のほうに行きまして、令和2年3月17日、沖縄県本部町議会。宛先、沖縄県議会議長。

○ 議長 石川博己 質疑、討論につきましては、議長を除く全議員からの提出でございますので省略をします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

決議第1号 北部地域基幹病院整備に関する要請決議についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。決議第1号 北部地域基幹病院整備に関する要請決議については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 陳情第1号 民族芸能「本部町の村踊り」の保存、継承についてを議題とします。
お諮りします。本案は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。陳情第1号 民族芸能「本部町の村踊り」の保存、継承については、採択されました。

日程第24. 陳情第2号 国道449号線浦崎地内交差点の信号機設置についてを議題とします。
お諮りします。本案は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。陳情第2号 国道449号線浦崎地内交差点の信号機設置については、採択されました。

日程第25. 決議第2号 国道449号、本部町字浜元513番地1先交差点の信号機設置についての要請決議を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 決議第2号、令和2年3月17日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 具志堅 勉。賛成者、本部町議会議員 喜納政樹。賛成者、本部町議会議員 座間味栄純。国道449号、本部町字浜元513番地1先交差点の信号機設置についての要請決議。上記の決議を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次のページをお願いします。国道449号、本部町字浜元513番地1先交差点の信号機設置についての要請決議。令和2年2月12日、信号機のない交差点で交通死亡事故が発生しました。地域の若者の尊い生命が失われ大きな衝撃を受けております。これまでも、この交差点では横断中の小学生が車にはねられ救急搬送された事故も発生しております。人身事故に至らなくとも、物損事故も多く発生し、大変危険な交差点であると言わざるを得ません。主要幹線道路であり、多くの車両が行き交う国道449号と交差する、生活道路、町道浜元中原線・町道浜元泊原線で、二度と悲惨な交通事故が起こらないよう信号機の設置を強く要望し、地域住民が安心して利用できる交差点にさせていただくよう下記のとおり決議します。

記、一、主要幹線道路であり、多くの車両が行き交う国道449号と交差する生活道路、町道浜元中原線・町道浜元泊原線において、二度と悲惨な交通事故の発生を防ぐ為にも、1日でも早い信号機の設置を強く求める。以上決議する。令和2年3月17日、沖縄県本部町議会。宛先、沖縄県本部警察署長。以上です。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。討論を終わります。

決議第2号 国道449号、本部町字浜元513番地1先交差点の信号機設置についての要請決議を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。決議第2号 国道449号、本部町字浜元513番地1先交差点の信号機設置についての要請決議は、原案のとおり可決されました。

日程第26. 決議第3号 交通死亡事故抑制緊急アピール宣言決議を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 決議第3号、令和2年3月17日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 崎浜秀進。賛成者、本部町議会議員 真部卓也。賛成者、本部町議会議員 崎浜秀昭。賛成者、本部町議会議員 比嘉由具。賛成者、本部町議会議員 小橋川 健。賛成者、本部町議会議員 伊良波 勤。賛成者、本部町議会議員 具志堅正英。賛成者、本部町議会議員 仲宗根須磨子。賛成者、本部町議会議員 具志堅 勉。賛成者、本部町議会議員 座間味栄純…。

○ 議長 石川博己 時間を延長します。

○ 14番 崎浜秀進 賛成者、本部町議会議員 松川秀清。賛成者、本部町議会議員 宮城達彦。賛成者、本部町議会議員 喜納政樹。交通死亡事故抑制緊急アピール宣言決議。上記の決議を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

文面を読み上げます。交通死亡事故抑制緊急アピール宣言決議。本部警察署管内、本部町における令和元年の交通事故件数は、人身事故22件、物損事故が1153件発生しています。また交通死亡事故は令和元年10月、令和2年2月と半年間に2名の方が尊い命を失うなど、極めて憂慮すべき事態となっております。悲惨な交通死亡事故を抑制するには、基本的な運転ルールを守っていれば防げる事故であり、大変痛ましく残念なことと感じております。尊い命を一瞬にして奪い、平和な家庭の暮らしを破壊する、悲惨な交通死亡事故抑制のために、下記安全運転五則を再確認し、それぞれの家庭、地域、職場、友人知人等に、積極的に促し、ここに交通死亡事故抑制緊急アピールを宣言、交通死亡事故抑制に努めることを決議します。

記、一、シートベルトを着用し、安全速度を守る。一、カーブの手前ではスピードを落とす。一、交差点では必ず安全を確かめる。一、一時停止で横断歩行者の安全を守る。一、飲酒運転は絶対にしない。令和2年3月17日、沖縄県本部町議会。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休憩（午後4時03分）

再開します。 再開（午後4時04分）

質疑、討論は省略したいと思います。理由は、全議員の提出でございますので、質疑、討論を省略します。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。質疑、討論を終了します。

決議第3号 交通死亡事故抑制緊急アピール宣言決議を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。決議第3号 交通死亡事故抑制緊急アピール宣言決議は、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第3回本部町議会議定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会は、閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

令和2年第3回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午後4時06分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 伊良波 勤

本部町議会議員 具志堅 正 英